

建設経済常任委員会

令和3年9月3日（金曜日）午前11時50分開会

出席委員（8名）

委員 長 田 村 正 宏
委 員 堤 正 明
委 員 齊 藤 誠 之
委 員 松 田 寛 人

副 委 員 長 益 子 丈 弘
委 員 室 井 孝 幸
委 員 平 山 武
委 員 眞 壁 俊 郎

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

出席議会事務局職員

書 記 室 井 理 恵

議事日程

1. 開 会
2. 協議事項
 - (1)9月定例会議における委員会の運営（付託予定議案、日程等）について
 - (2)その他
3. その他
4. 閉 会

開会 午前11時50分

◎開会及び開議の宣告

○田村委員長 ただいまから、建設経済常任委員会を開会いたします。

協議事項は次第のとおりです。

委員各位におかれましては、円滑な進行への御協力をお願い申し上げます、挨拶といたします。

◇

◎協議事項

○田村委員長 それでは、次第2、協議事項に入ります。

初めに、9月定例会議における委員会の運営についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○室井書記 (9月定例会議における委員会の運営について説明。)

○田村委員長 説明が終わりました。

何か質問、御意見はございますでしょうか。

堤委員。

○堤委員 Zoomに関してなんですが、このタブレットにZoomソフトはもう入っていると思えばいいんですかね。

○田村委員長 事務局。

○室井書記 はい、もうこのタブレットにZoom、それぞれアプリが入っておりますので、そこから入室いただくんですが、当日に事務局のほうからサイボウズでミーティングIDをお送りいたしますので、そちらをクリックいただければ、すぐ簡単に入室いただけるような形になるかと思えます。

○田村委員長 堤委員。

○堤委員 もう一点、タブレットじゃなくて、自宅PCでも、当然同じようにオンライン会議ができ

ると思うんですけども、それでも構わないですか。同じようにサイボウズ、あるいはSideBooksに入っておれば可能ではないんですか。

○田村委員長 事務局。

○室井書記 そうですね、自宅のパソコンからでも接続いただけますので、例えばタブレットだと、SideBooksを見ながらオンラインをやったら、2画面に分かれて表示されてしまうので、もし御自宅にパソコンがある場合であれば、どちらかをZoomで、どちらかをSideBooksでやれば、両方2画面を小さい画面で見ることなく参加いただけるかと思えますので、その辺は大丈夫かと思われます。

○堤委員 分かりました。

○田村委員長 御自宅にWi-Fi環境がない方はいますか。全員大丈夫ですね。

ほかにはありますでしょうか。

[発言する人なし]

○田村委員長 昨日の正副委員長会議でも出ましたが、やはりZoomの場合は、どうしても自宅でこういう、1人でやっているとかつろいってしまう傾向があったりするとよくないので、緊張感を持って参加をしていただきたいということでございます。

ほかにならなければ、9月定例会議における委員会の付託議案審査の運営については、次第のとおり審査を行うことで異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○田村委員長 異議がないようなので、付託議案の審査日程及び審査順は、次第のとおりといたします。

次に、次第(2)その他を議題といたします。

協議事項として皆様から何かございますか。

[発言する人なし]

事務局から何かありますか。

○室井書記　　ございません。



◎その他

○田村委員長　それでは、3、その他に移ります。

事務局から説明をお願いいたします。

○室井書記　　（事務連絡。）

○田村委員長　説明が終わりました。

何か質問、御意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕



◎閉会の宣告

○田村委員長　では、以上をもちまして、本日の建設経済常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会　午後　零時04分

建設経済常任委員会／予算常任委員会及び決算審査特別委員会（第三分科会）

令和3年9月13日（月曜日）午前10時開会

出席委員（7名）

委員 長	田村 正宏	副委員 長	益子 丈弘
委員	堤 正明	委員	齊藤 誠之
委員	平山 武	委員	松田 寛人
委員	眞壁 俊郎		

欠席委員（1名）

委員 室井 孝幸

紹介議員（なし）

説明のための出席者

市民生活部長	磯 真	環境課長	亀田 康博
環境課長補佐	伊藤 隆	環境保全係長	中山 和成
環境衛生係長	梅田 千尋	廃棄物対策課長	大野 薫
廃棄物対策課長補佐兼施設係長	松本 仁志	一般廃棄物対策係長	伊藤 靖
産業廃棄物対策係長	豊田 幸太郎	生活課長	君島 一宏
生活課長補佐兼消費生活センター所長兼くらし安全安心係長	飯村 裕之	市民課長	大澤 博美
市民課長補佐兼戸籍係長	高橋 美由紀	市民係長	青木 朋美
上下水道部長	河合 浩	管理課長	藤田 健司
管理課長補佐兼黒磯事業所長兼塩原事業所長	相馬 福光	経営企画係長	荻原 直美
料金経理係長	小林 則克	給排水係長	田中 綾
給排水係副主幹	濱田 伸夫	整備課長	佐藤 正規

整備課長補佐 兼管路維持 係長	君 島 幹 夫	管路整備係長	岩 本 和 也
水道施設係長	和 田 博 史	下水道施設 係長	清 水 智 尚

出席議会議務局職員

書 記 室 井 理 恵

議事日程

1. 開 会

2. 審査事項

〔上下水道部〕

- ・上下水道部長挨拶

〔管理課・整備課〕

予算常任委員会（第三分科会）

- ・議案第 6 7 号 令和 3 年度那須塩原市一般会計補正予算（第 5 号）
- ・議案第 7 4 号 令和 3 年度那須塩原市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- ・議案第 7 5 号 令和 3 年度那須塩原市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

決算審査特別委員会（第三分科会）

- ・認定第 1 号 令和 2 年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について
- ・認定第 8 号 令和 2 年度那須塩原市水道事業会計の剰余金の処分及び決算認定について
- ・認定第 9 号 令和 2 年度那須塩原市下水道事業会計の剰余金の処分及び決算認定について

〔市民生活部〕

- ・市民生活部長挨拶

〔環境課〕

予算常任委員会（第三分科会）

- ・議案第 6 7 号 令和 3 年度那須塩原市一般会計補正予算（第 5 号）
- ・議案第 7 2 号 令和 3 年度那須塩原市墓地事業特別会計補正予算（第 1 号）

決算審査特別委員会（第三分科会）

- ・認定第 1 号 令和 2 年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について
- ・認定第 6 号 令和 2 年度那須塩原市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について

〔廃棄物対策課〕

予算常任委員会（第三分科会）

- ・議案第 6 7 号 令和 3 年度那須塩原市一般会計補正予算（第 5 号）

決算審査特別委員会（第三分科会）

- ・認定第 1 号 令和 2 年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について
〔生活課〕

決算審査特別委員会（第三分科会）

- ・認定第 1 号 令和 2 年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について
〔市民課〕

予算常任委員会（第三分科会）

- ・議案第 6 7 号 令和 3 年度那須塩原市一般会計補正予算（第 5 号）

決算審査特別委員会（第三分科会）

- ・認定第 1 号 令和 2 年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

3. 散 会

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○田村委員長 皆さん、おはようございます。

初めての委員会のリモートの開催となります。不慣れな点多々ありますので、御迷惑をおかけすることもあるかと思えますけれども、円滑な議事進行のために御理解と御協力を賜ればというふうに思います。よろしく願いいたします。

また、室井委員が今闘病中ということで、一日も早い回復と復帰をお祈りをしたいというふうに思います。

それでは、ただいまから建設経済常任委員会、予算常任委員会（第三分科会）及び決算審査特別委員会（第三分科会）を開会いたします。

ただいまの出席委員は7名でございます。

室井委員より本日欠席する旨の届出がありました。

参考までに申し上げますが、本日の出席委員は7名ですので、過半数は4となります。採決の際に賛成が4に満たない場合は、当委員会の審議結果としては否決すべきものとして報告することになりますので、御承知おきください。

審査の日程及び審査順は、お手元の次第のとおりとします。

今定例会議におきまして、当委員会が審査すべき案件は、条例の一部改正案件1件であります。

予算常任委員会付託案件のうち、当分科会で審査する案件は、補正予算案件5件であります。

また、決算審査特別委員会付託案件のうち、当分科会で審査すべき案件は、決算認定案件5件あります。

予算及び決算に関する案件につきましては、関係所管課のところ随時分科会に切り替えて審査を行います。

委員各位におかれましては、慎重なる審査とともに円滑な進行への御協力をお願い申し上げます。挨拶といたします。

それでは、次第2、審査事項に入ります。

◎上下水道部の審査

○田村委員長 まずは、上下水道部から順次審査を進めてまいります。

初めに、上下水道部長から御挨拶をお願いいたします。

○河合上下水道部長 （挨拶。）

○田村委員長 ありがとうございます。

◎管理課・整備課の審査

○田村委員長 管理課、整備課の審査については関連がありますので、2課同時に審査することといたします。

ただいまから管理課、整備課の審査に入ります。管理課、整備課の皆さん、お疲れさまです。

管理課及び整備課については、建設経済常任委員会に対する付託案件がありませんので、建設経済常任委員会を予算常任委員会（第三分科会）に切り替えて審査を行います。

◎議案第67号の説明、質疑、討論、採決

○田村委員長 議案第67号 令和3年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

執行部。

○藤田管理課長 （議案第67号について説明。）

○田村委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

齊藤委員。

○齊藤委員 前回の全員協議会でも説明はあったと思うんですけども、改めまして、この交付金に関しての増やす理由、そちらとあと、これの補助率はどのぐらいになっているのか、併せてお伺いしたいと思います。

○田村委員長 執行部。

○藤田管理課長 今年度の状況なんですけど、昨年度より単独処理浄化槽からの転換分が急激に増加をしております、当初の215基の予算に対しまして、こちら9月補正を作成した段階の6月なんですけど、おおむね160基の申請があったところです。例年の申請状況を考慮しますと、今年度、年間を通しての申請の受付は不可能ということで、今回増額の補正をするものでございます。

なお、この転換分、単独処理浄化槽からの転換分が増えているということで、主に既存住宅が多くございます。そうしますと、比較的建築面積の大きい住宅が多いということで、今回、主に7人槽の増額をしたいと考えております。

また、補助率なんですけれども、こちらのほう国庫補助金と県の補助金と市の予算のほうで対応しておりますが、単独処理浄化槽からの転換分、これにつきましては、国が2分の1、県が4分の1の補助率となっております。

ちなみに、単独処理浄化槽からの転換ではない新規の浄化槽なんですけれども、こちらのほうは国のほうが3分の1、県のほうはつかないような状況となっております。

説明は以上です。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 説明ありがとうございました。

とすると、今、市のほうは一生懸命環境改善ということで、単独浄化槽から合併の処理浄化槽設置を義務として市民に訴えているということで、この既存住宅から申請が上がってくるということは時期的もあるんですけども、そういった呼びかけも効果を現しているという認識でよろしいか、改めてお伺いいたします。

○田村委員長 執行部。

○藤田管理課長 こちら、浄化槽補助金の周知につきましては、市の広報紙やホームページ、そちらのほうで市民の方々に周知をしているところでございます。

なお、そのほかにこちらの浄化槽の設置事業者、こちらによる周知のほうもかなり功を奏している状況でございます、そういった業者の方の協力等があって、近年、こちらの単独処理浄化槽からの転換が急激に増加しているものと思われま。

○田村委員長 ほかに質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○田村委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔発言する人なし〕

○田村委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔発言する人なし〕

○田村委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第67号 令和3年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第67号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。



◎議案第74号の説明、質疑、討論、採決

○田村委員長 続いて、議案第74号 令和3年度那須塩原市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

執行部。

○藤田管理課長 （議案第74号について説明。）

○田村委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○田村委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔発言する人なし〕

○田村委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔発言する人なし〕

○田村委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第74号 令和3年度那須塩原市水道事業会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第74号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。



◎議案第75号の説明、質疑、討論、採決

○田村委員長 続いて、議案第75号 令和3年度那須塩原市下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

執行部。

○藤田管理課長 （議案第75号について説明。）

○田村委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

齊藤委員。

○齊藤委員 ただいまの説明の中でどちらも減額をするということで、職員の異動と職員の給与に関するのかな、の説明があったんですけども、そもそもなぜこのような話になっているのかが分からないので、教えていただきたいんですけども。

○田村委員長 執行部。

○藤田管理課長 これは水道事業、下水道事業も同様なんです、まず下水道事業におきましては、職員が1名減となったこと、また4月の定期異動によりまして、給料職級の低い職員が比較的配置されたことが主な要因となっております。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 すみません、その1名減とかは分かるんですけども、1名減にした理由は何なんでしょう。

何か理由があって減らすという、ルールに基づいた人員配置なのか、職として人数を多く入れる分、1人を移動させて3人入れたとか、そういった理由があるから、こういった予算組んでいると思うんですけども、なぜその1名減になったのかは分かればお伺いしたいと思います。

○田村委員長 執行部。

○河合上下水道部長 なぜ1名減になったかということなんです、これは上下水道部に限らずに、市役所全体の中で、ほかに人数が必要とする所属等があり、上下水道部のほうは今回減員になったということで、上下水道部自体だけで何か業務が減って、1名減とかそういうことではございません。

以上です。

○田村委員長 ほかに質疑はございますか。

[発言する人なし]

○田村委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

[発言する人なし]

○田村委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います、異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○田村委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

[発言する人なし]

○田村委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います、異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○田村委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

議案第75号 令和3年度那須塩原市下水道事業会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○田村委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第75号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、予算常任委員会(第三分科会)を決算審査特別委員会(第三分科会)に切り替えて審査を行います。

◇

◎認定第1号の説明、質疑、討論、採決

○田村委員長 認定第1号 令和2年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

執行部。

○藤田管理課長 (認定第1号について説明。)

○田村委員長 説明が終わりましたので質疑を許します。

齊藤委員。

○齊藤委員 すみません、これ、決算でいいんですよね。

○田村委員長 決算だと思います。

○齊藤委員 下水道でいいんですね。ちょっとすみません、たまに音声が入り切れていて。

ページは合っていると思うんですけども、すみません、じゃ、取りあえずひとつ、決算審査意見書のほうもこちらでお聞きしてよろしいでしょうか。大丈夫ですよ。

○田村委員長 大丈夫です。

○齊藤委員 先ほど歳入のほうにはあったと思うんですけども、これ、決算のほうの支出のほうで、審査意見書の22ページにこの浄化槽の補助金の損害賠償金というものが上がっていたと思います。こちらが、令和元年には支出があったんですけども、2年度分はゼロになっているんです。そちらの理由が分かればお伺いしたいんですけども。

○田村委員長 執行部。

○藤田管理課長 決算審査意見書ということで、先ほど齊藤委員が言われたのは水道事業会計、下水道事業会計のほうの決算審査意見書の22ページ、こちらに浄化槽補助金損害賠償金と書かれているんですが、今言った浄化槽については一般会計に書いています。

○齊藤委員 分かりました。すみません、じゃその後やりませう。

○田村委員長 その他質疑はございますか。

齊藤委員。

○齊藤委員 じゃ、すみません、1個だけ。先ほどすみませんでした。

先ほど補正予算があった件なんですけれども、令和2年度においても単独浄化槽などの各戸宅の設置状況などの数は把握しているのか、ひとつお伺いしたいと思います。

○田村委員長 答弁を求めます。

執行部。

○濱田給排水係副主幹 単独浄化槽の数についてで

すけれども、基数として、こちらのほうで把握している基数というのは概数になっておりまして、正確な数とは言い切れないものになっております。

○齊藤委員 分かりました。

○田村委員長 そのほか質疑はございますか。

副委員長。

○益子副委員長 1つお伺いいたします。市政報告書の185ページ、186ページに関わるんですが、浄化槽設置整備費助成金、20事業、それと次のページの25事業についてなんです、設置の数が補助したものが42という説明と、あとこちらのほう、撤去のほうが38という幅があったんですが、こちらの詳しい内容をお伺いしたいんですが、お願いいたします。

○田村委員長 執行部。

○藤田管理課長 すみません、音声のほうがちょっとハウリングを起こしておりまして、よく聞こえない状況です。

○益子副委員長 じゃ、もう一度お話しします。今度は大丈夫ですか。申し訳ありません。

市政報告書の185ページ、186ページについてです。浄化槽設置の整備の助成のほう、20事業、合わせて単独浄化槽の撤去のほう、25事業なんです、こちらのほうで、合計の基数のほうは42、それぞれ38と差があるんですが、こちらの詳しい内容をお分かりでしたらお伺いいたします。

○田村委員長 執行部。

○藤田管理課長 こちらの宅内配管と単独処理浄化槽の撤去のほうの基数の違いということなんです、中に単独浄化槽から合併処理浄化槽に転換する場合でも、例えば敷地的に余裕があるとか、農家さんの住宅とかでも多いんですが、大本の単独処理浄化槽を撤去しないで、別の場所に合併処理浄化槽を設置するというので、単独処理浄化槽を撤去しない案件が何件かございます。

○田村委員長 益子委員。

○益子副委員長 御説明いただきました。そうしますと、敷地の広いところは撤去しないということで、新設という扱いの認識でよろしいのでしょうか。

○田村委員長 執行部。

○藤田管理課長 あくまでも、もともと単独浄化槽を使用していたものを合併処理浄化槽に変えるということで、新設という取扱いではございません。

○田村委員長 ほかに質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○田村委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔発言する人なし〕

○田村委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔発言する人なし〕

○田村委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

認定第1号 令和2年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については原案のとおり認

定すべきものと決しました。

続いて、認定第8号 令和2年度那須塩原市水道事業会計の剰余金の処分及び決算認定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

執行部。

○藤田管理課長 (認定第8号について説明。)

○佐藤整備課長 (認定第8号について説明。)

○田村委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

眞壁委員。

○眞壁委員 今の有収率の関係でございしますが、地区別で西那須野地区が結構漏水関係が増えているんですけれども、増えているというか、状況が多いということなんです。この辺の漏水が多い原因とか、そういうのは何なのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○田村委員長 執行部。

○佐藤整備課長 令和2年度西那須野地区で発見した漏水が多いのは、昨年度、先ほど説明した新たな漏水調査方法で漏水調査業務委託をして、その業務委託の中で発見して、先ほどの大規模な漏水も発見しました。今回は、新たに始めた調査方法によって成果が出たということで、漏水量が増えた状況でございます。

以上です。

○田村委員長 眞壁委員。

○眞壁委員 分かりました。

そうすると、西那須野地区を重点的にやったという状況でしょうか。

○田村委員長 執行部。

○佐藤整備課長 昨年度は、西那須野地区の主にJRから南側の地区を調査いたしまして、各地区計画的に調査をかけておまして、ちなみに、本年度は西那須野地区のJRから北側で、二区、三区、

四区と、三島地区とか、そういった地区を調査しておりますので、そちらでも成果が出ると考えております。

以上です。

○田村委員長 眞壁委員。

○眞壁委員 じゃ、もう一点。すみません、そうしますと、これから黒磯地区とか、塩原地区も入ってくるということによろしいのでしょうか。

○田村委員長 執行部。

○佐藤整備課長 漏水調査は地区別に継続して計画的にやっておりますので、ぐるっと一周すれば、また2回目、3回目と、年度が進みませば、市内全域を対象に調査をしてみたいです。

○田村委員長 ほかに質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○田村委員長 ないようですね。

質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○田村委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○田村委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

認定第8号 令和2年度那須塩原市水道事業会計の剰余金の処分及び決算認定については、原案

のとおり可決及び認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第8号については原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

◇

◎認定第9号の説明、質疑、議員 間討議、討論、採決

○田村委員長 続いて、認定第9号 令和2年度那須塩原市下水道事業会計の剰余金の処分及び決算認定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

執行部。

○藤田管理課長 (認定第9号について説明。)

○佐藤整備課長 (認定第9号について説明。)

○田村委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

齊藤委員。

○齊藤委員 すみません。まず、さっき間違っただけで聞いたのもあるんですけども、今、最後に説明したところの部分なんですけど、年間の汚水処理量と有収水量が減少した理由、こちらをお伺いしたいと思います。

○田村委員長 答弁を求めます。

○齊藤委員 決算書で42ページです。概要の業務のところを書いてあるんですけども、減少した理由をお伺いします。

○田村委員長 執行部。

○河合上下水道部長 年間汚水処理量と年間有収水量が減少した理由ということなんですけど、こちらも水道と同じようなことが言えまして、やっぱりコロナ禍の影響ということで、一般に業務用とい

いますか、旅館、ホテルさんなんかですとお客さんがかなり減ったということで、水道の使用量でうちのほうは捉えているんですが、多いところだと50%ぐらい、また、休業されているところはもっと少なくなったところもあります。また、普通の店舗というんでしょうか、そういったところも2割から3割落ちている。ただ、逆に生活用というんですか、水道の口径でいうと13mmという一番小さい口径があるんですが、これが一般家庭が多く使っているであろううちのほうは捉えているんですけれども、13mmについては若干実は増えたんだと。というのは、多分手洗いが増えた関係で増えたのかなと思っているんですが、そういう意味では、一般の生活用の水量は若干増えているんですけれども、やはり営業用ですとか、旅館、ホテルが減った分、使用水量が減った、それがイコール下水に流れる汚水量が、いわゆる有収水量もそうですし、処理場で処理する汚水処理量も同様に減ったということで、うちのほうでは解釈しています。

以上です。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 分かりました。じゃ、もう一つ。

すみません、じゃ、先ほど間違ってしまった監査意見書の22ページのところ、浄化槽の補助金の損害賠償の額がゼロ円になっているところをお伺いしたいと思います。企業会計決算審査意見書の22ページです。

○田村委員長 執行部。

○河合上下水道部長 22ページのゼロ円なんですけれども、こちらは現年度分という扱いが、これちょっと様式にもよるんだと思うんですけれども、あくまでも過年度分の損害賠償を我々は請求している形になるので、現年度の損害賠償金を新たに令和2年度に発生したものではなくて、これは平

成何年度だか、多分平成21年とか、22年度頃の損害賠償事件のものをずっと滞納で繰り越してきて収納しているというところなので、現年度分はゼロ。ただ、過年度分で令和2年度中に2万円収入したと、そういうところがございます。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 ということは、これ、すみません、私は過年度分を見ていないんですけれども、過年度分もこんな書かれ方だったということですかね。これ企業会計になったからとか、そういう理由では別はないのでしょうか。

○河合上下水道部長 ないです。これ、多分企業会計のところに記載されているのがちょっとどうかというところもあるんですが、あくまでもこれ一般会計のものが、多分上下水道部で監査を受けたときに、一緒に受けたので、このページにもしかして入ってしまったのかなと思うんですけれども、物は一般会計の雑入に入る部分なものですから。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 すみません、じゃ、この2万円とかが入ってきているということなんですけれども、この損害賠償の大体の内容とかというのは、どんなものがあるのかだけお伺いしたいと思います。

○田村委員長 執行部。

○河合上下水道部長 これは、かなり前になるんですけれども、平成20年頃でしょうか、補助金について職員のほうで一部搾取したというような事案がありました。その当時の搾取した金額が最終的に1,700万ほどあったということで、それについては、搾取した職員はもう既に退職していませんけれども、懲戒免職していませんけれども、その職員に賠償請求をするというようなところで、ずっと過年度分として調定が残っている状況で、今現在、相手方は生活保護を受けているような状態ということで、毎月担当係のほうで連絡を取りな

がら、生活の状況を確認しながら、頂いているんですけども、令和2年度中はこの金額を何とか納入いただいたというようなところでございます。

○齊藤委員 了解しました。

○田村委員長 ほかに質疑はございますか。

眞壁委員。

○眞壁委員 塩原水処理センターのほうで監視の制御設備の工事が完了したということでありまして、この辺で、黒磯水処理センターのほうで遠方監視ができたということでありまして、業務量的に、この監視業務とかその辺、どのようになったのかお伺いしたいんですが。

○田村委員長 執行部。

○佐藤整備課長 現在、下水道の水処理センターの管理業務は、そういった管理会社に委託をしている状況でございます。そもそも塩原水処理センターの監視制御の設備につきましては、老朽化したことによりまして更新をしたものでございます。その更新に併せて、今度は新たに先ほどの黒磯水処理センターに常駐している職員が、塩原水処理センターの制御状況を遠方で監視できるという状況をつくりました。こうすることによって、黒磯水処理センターには24時間職員が常駐しております。そちらで監視ができておりますので、塩原水処理センターにはそういった異常がない限り、職員が駆けつけなくてもいいというような状況で、人件費の削減にもつながっていると思います。

以上です。

○田村委員長 眞壁委員。

○眞壁委員 人件費の削減ということで理解いたしました。

その中で、先ほど、委託をしているということだったんですが、その辺の業務というのはどんな形が変わったのか、変わらないのかお伺いしたいと思います。

○田村委員長 執行部。

○佐藤整備課長 下水道の今、維持管理をいたしてございますのが、今年から5年間、新たに契約を結んだところでございます。その中で、今年度から5年間の管理業務の入札をするときに、そういった新たな施設を配慮の上、これだけ人件費がかかりますよという見積りが提出されたものということでありまして、その業務の中で反映されていると思われま。

以上です。

○田村委員長 ほかに質疑はございますか。

では、私から一つだけ。

ここで議事進行を副委員長と交代をいたします。

○益子副委員長 進行を替わりました。

それでは、田村委員長。

○田村委員長 一つだけ。

決算の概要の中の10ページ、8、下水道事業報告のところですけども、ここに下永田地域の下水道整備区域拡大を図っておりますということですけども、これは従来、計画区域外であった地域を新たに計画区域に編入というんですか、に定めるという、そういった理解でいいのかどうかについて伺います。

○益子副委員長 執行部。

○佐藤整備課長 こちらの下永田区域は、そもそも下水道の全体計画区域には入ってございました。それから、全体区域から、そのうち5年から7年程度の間、工事を実施する場所を、事業計画区域ということで順次計画をしていくわけですが、その時点で新たな分譲地が沿線にできているような場合は計画に取り込んだりはしておりますが、基本的には下永田地域、こちらの地域はそもそも下水道の全体計画区域の中には取り込まれておりました。

以上です。

○田村委員長 分かりました。

○益子副委員長 それでは、発言が終わりましたので、進行を委員長と変わります。

○田村委員長 それでは、引き続き議事を進めます。ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○田村委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。ほかに討議すべき内容はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○田村委員長 ほかに討議すべき内容がないようでしたら、ここで議員間討議と併せて質疑も終了したいと思います。ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○田村委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○田村委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

認定第9号 令和2年度那須塩原市下水道事業の剰余金の処分及び決算認定については、原案のとおり可決及び認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第9号については、原案のとおり

可決及び認定すべきものと決しました。

管理課、整備課所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午前11時46分

再開 午後1時00分

○田村委員長 定刻となりましたので、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◎市民生活部の審査

○田村委員長 これより市民生活部の審査に入ります。

初めに、市民生活部長から御挨拶をお願いします。

部長。

○磯市民生活部長 (挨拶。)

○田村委員長 ありがとうございます。

◎環境課の審査

○田村委員長 ただいまから環境課の審査に入ります。

環境課の皆さん、お疲れさまです。

環境課については、建設経済常任委員会に対する付託案件がありませんので、建設経済常任委員会を予算常任委員会(第三分科会)に切り替えて審査を行います。

よって、議案第67号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

◎議案第67号の説明、質疑、討

論、採決

○田村委員長 議案第67号 令和3年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。執行部。

○亀田環境課長 （議案第67号について説明。）

○田村委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。
ありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○田村委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○田村委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○田村委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第67号 令和3年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認めます。



◎議案第72号の説明、質疑、討

論、採決

○田村委員長 続きまして、議案第72号 令和3年度那須塩原市墓地事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。執行部。

○亀田環境課長 （議案第72号について説明。）

○田村委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

ありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○田村委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○田村委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○田村委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第72号 令和3年度那須塩原市墓地事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第72号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

◇

◎認定第1号の説明、質疑、討論、

採決

○田村委員長 続きまして、予算常任委員会（第三分科会）を決算審査特別委員会（第三分科会）に切り替えて審査を行います。

認定第1号 令和2年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

執行部。

○亀田環境課長 （認定第1号について説明。）

○田村委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

齊藤委員。

○齊藤委員 187ページの環境保全総務費なんですけれども、修繕料の部分なんですけれども、この修繕の内容についてお伺いしたいんですけれども。

○田村委員長 執行部。

○亀田環境課長 こちらは環境課ではなくてセーフティーネットということで、主に生活課のほうで急遽修繕が必要になったものの修繕予算を対応しております。

主なものとして、防犯灯修繕費、防犯カメラ修繕等が執行しております。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 生活課に言われてこちらで対応したと

いう今、感じて言われているんですけども、もう一度、どういうことですか。

○田村委員長 執行部。

○亀田環境課長 この緊急修繕費というのは、幹事課に予算づけがされているものでございまして、環境課が幹事課ということで、予算は幹事課、環境課でつけており、必要な課がそれぞれ支出するということになってございます。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 すみません。そうすると、内容は環境課では分からないということですか。その修繕の内容と言ったのですけれども、何が壊れて修繕したのかというのはそちらでは分からず、生活課じゃないと分からないということですかね。

○田村委員長 執行部。

○亀田環境課長 詳細につきましては、そのとおりでございます。

○齊藤委員 じゃ、生活課で聞いていいのかね、これね。そうすると書き方がやっぱりよくないですよ。

これたまたま聞きちゃったから、そんなの言われなきゃ分からないので、生活課担当で支出だけというのはちょっと内容が聞けないので、ちょっと勉強になりました。じゃ、生活課でもし委員長が通してくれれば聞きたいと思います。取りあえず一回、取り下げます。

じゃ、もう一個。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 すみません。1個前の186ページの狂犬病予防費です。

先ほど犬猫の避妊去勢手術6割増しという話がありました。当初の数よりどのぐらいその登録が増えたのかお伺いします。

○田村委員長 執行部。

○梅田環境衛生係長 252頭になります。252頭増に

なっております。

○齊藤委員 252頭が増えたということですか。当初より増えたんですか、6割増しで。

○梅田環境衛生係長 はい、おっしゃるとおりです。

○田村委員長 いいですか。
齊藤委員。

○齊藤委員 すみません。これ飼っている人たちが基本的に市が取り組んでくれているおかげで6割増しになったと思うんですけども、じゃ実際の外の環境、野良犬、野良猫、そういった捨て猫、捨て犬の対応についての減少数なんかは改善されていますでしょうか。改善されたのでしょうか。

○田村委員長 執行部。

○亀田環境課長 どうしても黒磯地区の特に東原、青木地区の野良犬がなかなか減らなくて、特に野良犬の捕獲頭数は横ばいが続いている状況でございます。

○齊藤委員 分かりました。

○田村委員長 ほかに質疑はございますか。
ありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○田村委員長 それでは、質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○田村委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○田村委員長 ないようですので、討論を終結した

いと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

認定第1号 令和2年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

◇

◎認定第6号の説明、質疑、討論、採決

○田村委員長 認定第6号 令和2年度那須塩原市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。
執行部。

○亀田環境課長 (認定第6号について説明。)

○田村委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。
齊藤委員。

○齊藤委員 すみません。取りあえず、表現のところがちょっと確認したいんですけども、今年度、令和2年度は黒字になったのでという話をしているのですが、これは単純に歳入歳出を差引きして、繰越しが余ったから黒字という表現ということでよろしいでしょうか。

○田村委員長 執行部。

○亀田環境課長 歳入歳出の、そうですね、差引きの結果の残額、繰越しになったということで黒字ということでございます。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 すみません。毎回、黒字になったら一般会計に繰り出しているみたいなんですけれども、これは、当初では別に、ここ最近、一般会計から繰り入れたケースというものはありましたっけ。

○田村委員長 執行部。

○亀田環境課長 少なくとも、過去3年に至ってはございません。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 了解いたしました。

すみません。今の墓地管理として、区画がまだ埋まっていない箇所数、それぞれ分かりますか。

○田村委員長 執行部。

○梅田環境衛生係長 赤田霊園なんですけれども、3月末現在で11区画、塩原温泉さくら公園墓地につきましては29区画が未使用区画になっております。

以上です。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 ありがとうございます。

ちなみに、令和2年度でこの区画を、調査も入ったと思うんですけれども、明け渡したというケースはあったのでしょうか。

○田村委員長 執行部。

○梅田環境衛生係長 赤田霊園1号、2号につきましては、本来であれば、空き区画につきましては抽せん会等を行う予定であったんですけれども、新型コロナの対策ということで、令和2年度につきましては差し控えさせていただいております。

塩原温泉さくら公園墓地につきましては、1区画が使用許可になってございます。

以上になります。

○齊藤委員 逆だった。すみません。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 ごめんなさい。逆でした。出て行っ

った人はいましたかと聞いたつもりだったんです。すみません。その回答でして。

○梅田環境衛生係長 失礼しました。

○田村委員長 執行部。

○梅田環境衛生係長 赤田霊園1号、2号につきましては、返還になった区画のほうで、4区画が返還になっております。塩原温泉さくら公園墓地につきましては、1区画返還になっております。

以上になります。

○齊藤委員 分かりました。

○田村委員長 ほかに質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○田村委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔発言する人なし〕

○田村委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔発言する人なし〕

○田村委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

認定第6号 令和2年度那須塩原市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第6号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

〔「ありがとうございます」と言う人あり〕

○田村委員長 環境課所管の審査事項は以上となります。

ここで、暫時休憩とします。

休憩 午後 1時36分

再開 午後 1時45分

○田村委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

—————◇—————

◎廃棄物対策課の審査

○田村委員長 ただいまから廃棄物対策課の審査に入ります。

廃棄物対策課の皆さん、お疲れさまです。

廃棄物対策課については、建設経済常任委員会に対する付託案件がありませんので、建設経済常任委員会を予算常任委員会（第三分科会）に切り替えて審査を行います。

—————◇—————

◎議案第67号の説明、質疑、討

論、採決

○田村委員長 議案第67号 令和3年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

課長。

○大野廃棄物対策課長 （議案第67号について説

明。）

○田村委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありますか。

〔発言する人なし〕

○田村委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔発言する人なし〕

○田村委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔発言する人なし〕

○田村委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第67号 令和3年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第67号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

◎認定第1号の説明、質疑、討論、

採決

○田村委員長 続きまして、予算常任委員会（第三

分科会)を決算審査特別委員会(第三分科会)に切り替えて審査を行います。

認定第1号 令和2年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

課長。

○大野廃棄物対策課長 (認定第1号について説明。)

○田村委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

齊藤委員。

○齊藤委員 194ページなんですけれども、不法投棄巡回監視事業費です。こちら、単純にその他委託料で不法投棄監視されているということで、下に実績書いてあるんですけれども、これ、何か成果的なものというのはどんな感じだったか、分かれば教えてほしいんですけれども。

194ページ、不法投棄巡回監視事業費30事業の委託料の部分なんですけれども、一番下に実績があるんですが、それによつての成果みたいなのがあったかどうか、お伺いします。

○田村委員長 課長。

○大野廃棄物対策課長 すみません、実際に対応した件数ということで御報告させていただきたいと思ひます。

不法投棄ですね、こちらのほうに対しまして、総数で102件、また屋外焼却関係33件ということで、こちらに関しましては、監視員及びシルバー人材センター、こちらの業務委託の中で実際に対応した件数になっております。

また、すみません、手持ち資料はちょっとないんですけれども、シルバー人材センターのほうに、土日ですか、委託しているものに関しては、都度不法投棄物の回収を行っておりますので、数量的に、ちょっとすみません、手持ち資料なくて申し

訳ないんですが、そちらのほうに相当数のごみを、土日、年末年始、本当に元旦ですとかそういったもの以外に関しては、収集のほう、都度都度させていただいているふうな事業のようになっております。

以上です。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 監視で片づけてくれているということで、大変ありがたいんですけども、一応、監視ですから、抑止効果はあるものと感じておりますでしょうか。お伺いします。

○田村委員長 課長。

○大野廃棄物対策課長 こちら、問題になっているような地点ですとか、そういった場所を定期的に巡回しておりますので、例えば不法投棄がされている現場ですとか、そこに変化がないかとか、あとは施設の稼働状況ですとか、そういったのを常時監視している形になりますので、変化等あれば逐一情報は分かるので、県のほうとも連携しながら、速やかな対応ができるような体制となっておりますので、十分効果は出ているんじゃないかというふうに考えおります。

以上です。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 はい、了解いたしました。

あと、もう一つなんですけれども、今の関連で、別なところでいくと、ごみ分別アプリシステムに不法投棄の場所を教えられる機能がついていると思うんですが、その実績ってありましたか。そこからの情報ですね。

○田村委員長 課長。

○大野廃棄物対策課長 すみません、手持ちで件数のほうは把握していないんですけれども、市民から何件か通報ございまして、現地のほう確認して対応したというような実績はございます。

以上です。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 すばらしいです。

それでは、次の項目移ります。

195ページの市有PCB機器等処理事業費なんですけれども、こちらは、今現在の、全体とはちょっと難しいと思うんですけれども、進捗状況って分かりますか。

○田村委員長 課長。

○大野廃棄物対策課長 こちらに関しましては、基本的に、全庁に対して調査かけたものになります。

全体として取りまとめたものに関しては、令和2年度で庁内全てのものに対して処理は終わっていると。

本年度、何件か担当課より相談はあったんですが、現在まで、含まれているというものは新たに発生しておりませんので、ただ、今後出てくる可能性ゼロではないんですが、そういった場合には、各部署ごとの対応をお願いするということを考えております。

以上です。

○齊藤委員 あと、すみません。もう一個。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 すみませんです。

あと、最後なんですけれども、200ページ的那須地区広域ごみ処理費の件です。こちら、一般廃棄物の最終処分場管理費ということで、多分グリーンオアシスの、当時、西那須、塩原分のごみの管理料だと思うんですけれども、これ、あと何年協力するのでしょうか。

○田村委員長 課長。

○大野廃棄物対策課長 すみません、明確に何年ということとはちょっとはっきりしないんですが、負担の続く期限が、まずグリーンオアシスの使用期限が決まっていて、もうじき搬入が終了になるか

と思います。その後、それに対する水処理施設で浸出水を処理しているんですが、その浸出水のほうで、施設のほうを稼働を止められるというようなどころまで稼働しなくちゃいけないものですから、そちらのほうの浸出水が安定しまして、水処理施設を稼働しなくていいというようになった状況で、同じタイミングで負担金のほうは終了することになるので、実はこちらに関しては、年数が何とも読めないというところが正直なところですよ。

以上になります。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 民間の施設だと、たしか閉じてから15年という期日があったと思うんですけれども、行政の場合は、もう那須塩原、グリーンオアシスに入れていないですよ、今ね。入れていないのに、使い終わるところまで付き合った挙げ句、浸出水をやっていくということに関しては、あれですか、市としては、まあ、何とも言えない状況だったのかなとも思っているんですけれども、その辺はどうお考えですか。

○田村委員長 課長。

○大野廃棄物対策課長 すみません、こちらの管理費なんですけれども、こちら、搬入した量といいますか、廃棄物の量に合わせての負担割になっています。ですので、正直、今はもう持っていないものですから、大田原市、那須町の焼却灰が増えるにつれて、那須塩原市分が占める割合が減っているものですから、負担金は今、徐々に減っています。

ただ、最終的にやはり最終処分場というのは、処理をしなくて済むというまでが負担ということではせざるを得ないと思いますので、何年後かになるか分からないんですが、それまでの負担というのはやむなしではないかというふうに考えております。

以上です。

○齊藤委員 了解いたしました。

○田村委員長 そのほか質疑はございますか。

じゃ、副委員長。

○益子副委員長 御説明いただきました。

市政報告書の195ページ、ごみ減量化対策事業費10事業、その中のごみ減量化対策事業費1001事業についてお伺いいたします。

先ほどの課長の御説明の中で、廃棄物減量の推進員さんの身分が変更になったというような御説明だったと思うんですが、その経緯というか、どういった関係で身分が変わったのかお伺いいたします。

○田村委員長 課長。

○大野廃棄物対策課長 こちらにつきましては、従来はいわゆる非常勤特別職というような形になっていたんですが、地方公務員法が改正されて、非常勤特別職になれるような方というのは、審議会の委員ですとか、特別な能力等を持っているような方という形で限定されてしまいまして、いろいろ総務課と検討した結果、こちらに関しては、そういった形での任用ということが難しいという形になりまして、廃棄物減量等推進員に関しましては、本課においては有償のボランティアという形で整理させていただいた結果としまして、報償金ということで、協力いただいた者に対する謝礼というような形で整理して、支払いのほうをさせていただきます。

以上です。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 御説明いただきました。そうしますと、特別的な、そういった識見をお持ちの方というふうな感じで、それが任用の者に対して該当しなくなったというような御答弁だと思うんですが、そうするとこの人数も結構243名という方が

今までいらっしゃったんですが、この人数が報償ということで変わって、金額的な減額がかなり相当数あったと思うんですが、そういったことに関して効果はどのようにお考えかお伺いいたします。

○田村委員長 課長。

○大野廃棄物対策課長 こちらに関しましては、一般的に謝礼といいますか、報償金になりますので、そういった形でやるかということで金額を全体に見直しさせていただきました。その結果としまして、一定額の中でこういった中身で、実際には自治会長さんに推薦依頼をさせていただいているんですが、そういった中で御協力いただけますかというような趣旨でお願いしたところ、これだけ多くの方に引き続き御協力いただけているというような形になっておりますので、制度の見直しした結果としましても、それなりにいいと思いますか、そういった見直しができただけではないかというふうには考えております。一定の金額が減額されているような状況でございます。

以上です。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 一定の効果があつたものと思います。そういった点では了解して、市執行部の努力に感謝するところなんですけど、この事業によって、先ほどの自治会長さんがおおむねこの業務に当たられているというような御答弁だったんですが、そうすると中には辞退された方などで、市のほうに、市民の皆さんに対してここはちょっと減量推進員が足りなくなってしまうというような、そういった事例はあつたのかお伺いいたします。

○田村委員長 課長。

○大野廃棄物対策課長 地区として、見つからなかったという地区はございません。

以上です。

○益子副委員長 了解しました。

○田村委員長 それでは、ほかに質疑はございますか。

[発言する人なし]

○田村委員長 ないようですので、質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

[発言する人なし]

○田村委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○田村委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

[「なし」と言う人あり]

○田村委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○田村委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

認定第1号 令和2年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○田村委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

廃棄物対策課所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午後 2時17分

再開 午後 2時25分

○田村委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

—————◇—————

◎生活課の審査

○田村委員長 ただいまから生活課の審査に入ります。

生活課の皆さん、お疲れさまです。

生活課については、建設経済常任委員会に対する付託案件がありませんので、ここで建設経済常任委員会を決算審査特別委員会（第三分科会）に切り替えて審査を行います。

—————◇—————

◎認定第1号の説明、質疑、討論、採決

○田村委員長 認定第1号 令和2年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

じゃ、課長。

○君島生活課長 （認定第1号について説明。）

○田村委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

齊藤委員。

○齊藤委員 86ページ、先ほど説明あったんですけども、交通指導員さんの2人に関しては説明があったと思うんですけども、同じ55人で、昨年度より多分600万円ぐらい減っているんですけども、これの理由って何かあるんですか。

○田村委員長 課長。

○君島生活課長 減額になった理由ということなんですけれども、先ほど言いましたように、令和2年4月から会計年度任用職員制度が導入されたということで、それに合わせまして、これまでは月額での報酬ということで取扱いをさせていただいたものを日額での報償費ということで変更のほうさせていただきまして、人数55人というのは変わっておりませんので、そういった関係で、先ほど委員がおっしゃいましたように600万円程度の減額になっているような状況になっております。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 ということは、出面ということですか。

○田村委員長 課長。

○君島生活課長 そういうことになるかと思えます。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 学校がある日を単純に見立てて、月額というわけではなくて、日額であればコロナで臨時休業とかあったので、それで減ったというのだったら納得いくんですけれども、そんなあんばいでしょうか。

○田村委員長 課長。

○君島生活課長 そのとおりでございます。

○齊藤委員 分かりました。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 89ページの先ほどのICカードの民間バスのICカードの25万円負担の7台とありました。これ、ちょうど今年度の3月の当初のときに補正予算を組んだ物件なんですけれども、あの1か月間でこれついたんですか、このシステム。それとも補助金を上げただけの項目だったのか、確認したいんですけれども。

○田村委員長 課長。

○君島生活課長 齊藤委員おっしゃいましたように、かなり時間的には忙しかったのかなと思えます。

この導入支援につきましては、実は委員も御存

じかと思うんですけれども、totraというIC系の導入というのを宇都宮であったりとか、県内で動きがございました。それに伴いまして、そこには関東自動車さん、それからあとジェイアールバス関東さんが、当然に宇都宮周辺等でも展開をしているといったことから、当然に市内で運行しております関東自動車さん、それからジェイアールバス関東さんのほうに時間的には非常に短い時間の中で、ぎゅっと詰まった形で対応していただいたところはあるんですけれども、今現在、実際にもう物は着いておりまして、実際に導入がされてましてバスのほうは運行させていただいている状況になっております。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 その下の下段なんですけれども、生活バス路線維持費の決算額なんですけれども、バス運行対策費のほうは、こちら補正を組んで、こちらちょっと執行残が残ったような気がするんですけれども、これはただのあれですかね、多めに取っておいたからという理由になるのかどうかをお伺いしたいと思います。

○田村委員長 課長。

○君島生活課長 こちらも多分3月に補正をいただいたのかなと思えます。その中で、先ほども何度も申し上げていますが、やはり新型コロナの影響がかなり大きく出ていまして、それで国・県、それから市町村につきましても、公共交通財政を支えるために補助のほうが大きく膨らんでいる。

その中で、ちょっとこれも言い訳になるかもしれませんが、3月補正をいただく時点で、国のほうの若干の補助の上積みといいますか、それがちょっと時間的な差がございました。その関係で不用額といいますか、ぴったりではないですけれども、そんな形で出ているような状況でございます。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 ありがとうございます。計算合わなかったのどうしてかなと思ったので、今ので分かりました。

○君島生活課長 よろしくお願ひします。

○齊藤委員 すみません、あと委員長、さっきのいいですか、環境課で言っていたやつ、質問しても。

○田村委員長 お願いします。

○齊藤委員 すみません、磯部長は分かっていると思うんですけども、環境課のほうに計上されている修繕費、防犯灯と防犯カメラ、これの修繕内容ってどんなものだったのかなというのを聞きたくて聞いたら、生活課に聞いてくれということだったので、教えてほしいんですけども。

○田村委員長 187ページ。

○齊藤委員 すみません、ページまで。

○田村委員長 課長。

○君島生活課長 委員長、申し訳ありません。

隣におります補佐のほうで、ちょっとその辺、事前に確認をさせていただいておりますので、補佐のほうからお答えのほうをさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○田村委員長 補佐。

○飯村生活課長補佐 生活課課長補佐兼くらし安全安心係長の飯村と申します、よろしくお願ひします。

こちら、緊急対応修繕、セーフティーネットということで、防犯灯修繕、こちらを6件修繕しております。こちらは自治会が設置した防犯灯、市の補助を受けて自治会が設置したものに付きまして、おおむね雷とかで壊れてしまったもの、こちらを修繕したものでございます。昔の蛍光灯とかの防犯灯であれば蛍光灯交換とかで済んだ部分もあったかと思うんですけども、今、LED化しているということで、ほぼほぼ灯具そのものを交

換しているような実情でございます。

続きまして、防犯カメラの修繕が2件、こちらは御存じのとおり、黒磯駅の東西連絡橋と西那須野駅の東西連絡橋に防犯カメラを設置しているんですけども、それぞれ、黒磯駅東西連絡橋のほうはモニターのほうで故障しまして、その修繕、それと西那須野駅の東西連絡橋、こちらは東口広場付近につけているものなんですけれども、こちらが雨による浸水のため不具合が生じまして、それを修繕してございます。

ほか、赤色回転灯の修繕、こちらが横林地内の赤色回転灯、こちらの修繕をしてございます。

それとフェンス修繕、こちらは西那須野駅前駐車場のフェンスが、いわゆる当て逃げという形で破損した状態であったものですから、こちらを修繕したものでございます。

生活課所管の部分につきましては以上になります。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 分かりました、ありがとうございます。

ではあと、最後なんですけれども、先ほど課長のほうからバス、地域のバスのほうですね、ゆーバスのほう、増便してもらったと、ゆーバスだけじゃないのか、黒磯南高校と西那須野路線で増線とのことでした。それは89ページの上の台数、ここは別に、その台って書くわけじゃないんですか。1便増やしたときは1台増えるものなのかと思ったんですけども。例えば塩原・上三依線なら2台というやつ。この臨時はここに表記していないのかなと思ったんですけども。

○田村委員長 課長。

○君島生活課長 多分89ページのところの表記の部分だと思うんですけども、申し訳ございません、ここにはちょっとその部分は含まれておりません。

繰り返しになりますけれども、西那須野線が朝夕1便ということで1台増便をさせていただいて、それから、黒磯線の朝1便ということで1台を増便しまして、そのような形で密のほう、回避できればということで増便をさせていただきました。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 じゃこの、台数は書いていないけれども、利用人数は入っているという解釈でよろしいですか。

○君島生活課長 はい。

○齊藤委員 分かりました。

以上です。

○田村委員長 ほかに質疑はございますか。

○齊藤委員 すみません、あと1個いいですか。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 一番最後のページ、何ページ、235ページでしたっけ。

○君島生活課長 消費生活センター運営費。

○齊藤委員 そうそう、そこなんですけれども、コロナで何もできなかったという話でした。これ実際、今年度ももうあれかもしれないですけれども、去年できないという理由で予算削っちゃったんですけれども、何か対策しようと思わなかったのかどうかを聞きたかったんですけれども。消費者センターのほうで。

○田村委員長 課長。

○君島生活課長 多分、実際のところは234ページの消費者啓発費のほうになるのかと思います。センター運営費のほうはあくまで消費生活センター自体の運営ということで、今現在、主に消耗品であったりとか、例えば電気代というような形のものになっております。啓発につきましては、消費者啓発費のほうで主に対応させていけるのかなというような状況になっています。

委員おっしゃいましたように、やはりコロナの

関係で、繰り返しになりますけれども、講座ができなかったりとか、セミナーができなかったりというような状況になっております。

ただ、当然に、先ほど相談件数とかも、上位5位の段階ですけれども、800を超えるような件数がございます。ということで、なかなかセミナー、講座、例えば消費生活と環境展というように目に見えるような形でというのはなかなか難しいところありましたけれども、これも当たり前の部分になってしまうかもしれませんけれども、消費者だよりを例えば全戸配布で3回発行させていただいている、また、当然に随時、国・県のほうからも情報があるものにつきましては、ホームページであったりとか、例えばみるメールであったりというような形での随時発信をさせていただいて、啓発のほうをさせていただいて、被害の減につながればなということで、可能な限りの範囲の中でやらせていただいているのかなというふうには考えております。

○齊藤委員 分かりました。

○田村委員長 ほかに質疑はございますか。

[発言する人なし]

○田村委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

[発言する人なし]

○田村委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○田村委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

[発言する人なし]

○田村委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

認定第1号 令和2年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

生活課所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午後 3時03分

再開 午後 3時24分

○田村委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

—————◇—————

◎市民課の審査

○田村委員長 ただいまから市民課の審査に入ります。

市民課の皆さん、お疲れさまです。

市民課については、建設経済常任委員会に対する付託案件がありませんので、ここで建設経済常任委員会を予算常任委員会（第三分科会）に切り替えて審査を行います。

—————◇—————

◎議案第67号の説明、質疑、討論、採決

○田村委員長 議案第67号 令和3年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○大澤市民課長 （議案第67号について説明。）

○田村委員長 説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○田村委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔発言する人なし〕

○田村委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔発言する人なし〕

○田村委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第67号 令和3年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第67号については原案のとおり可

決すべきものと決しました。

続きまして、予算常任委員会（第三分科会）を
決算審査特別委員会（第三分科会）に切り替えて
審査を行います。

◇

◎認定第1号の説明、質疑、討論、

採決

○田村委員長 （認定第1号について説明。）

○田村委員長 説明が終わりましたので、質疑を許
します。質疑はありますか。

[発言する人なし]

○田村委員長 それではここで、議事進行を副委員
長と交代いたします。

○益子副委員長 進行代わります。

田村委員長。

○田村委員長 1点、最後に御説明のありました
112ページのマイナンバーカードの交付の処理件
数のところなんですけれども、ここに表示されて
いる、これは3月31日現在、申請とその交付の1
万3,000件くらいの乖離があるんですけれども、
これはもちろんタイムラグがあるので、要するに、
タイムラグがあつて滞納して、滞納というか滞留
している件数もあるかと思うんですが、それ以外
に、申請はしたものの、もう長期間滞留したまま
になっているみたいな、どれくらいを長期間とい
うのはなかなか難しいところなんですけれども、そ
れが今現在、直近の数字、8月22日の数字があり
ましたけれども、どのぐらい、申請はしたけれど
も交付がなされていない、本来速やかに交付され
べきものがずっと滞留しちやっているというの
はどのぐらいあるのかについて分かれば、教えて
いただければと思います。

○益子副委員長 課長。

○大澤市民課長 8月22日現在の数字で申し上げま
すと、人口が11万7,143人です、基準が。申請さ
れている方が5万323件でございます。受領件数
4万6,766件、これは申請された方が、マイナン
バーカードができて市役所に届いているのが4万
6,766件ということになります。交付件数が4万
1,590件ですので、この差額が5,176件になります。

あとは、転出とか死亡等、あと写真の写りが悪
い等で受け取りに来られなかった方が約1,000人
を超える人数がおりますので、手元には約4,000
人分が残っている状況でございます。これが大体、
黒磯と西那須野に半分に分かれますので、黒磯市
役所に約2,000、西那須野支所に2,000件というこ
とになります。

あと、長期で、この間数字を出したのがありま
すので、8月22日の数字とはちょっとずれるかも
しれませんが、件数を、少々お待ちください。

○益子副委員長 係長。

○青木市民係長 カードができましたら、カードを
受け取りに来てくださいという交付の通知書を送
付しているところですが、受け取りになかなか来
られない方という方がやはり一定以上おまして、
1年以上カードを受け取りに来ていない人が約
370人おります。

以上です。

○益子副委員長 委員長。

○田村委員長 分かりました。印象としては思った
より少なかったのでよかったなという感じです。
引き続き、交付の促進に頑張っていただければと
思います。

以上です。

○益子副委員長 発言が終わりましたので、進行を
委員長と交代いたします。

○田村委員長 そのほか質疑はございますか。

[発言する人なし]

○田村委員長 それでは、質疑の途中ですが、議員
間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はござ
いますか。

〔発言する人なし〕

○田村委員長 ないようですので、議員間討議及び
質疑を終了したいと思います。異議ございませ
んか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、質疑を終了
いたします。

討論はございますか。

〔発言する人なし〕

○田村委員長 ないようなので、討論を終結したい
と思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、討論を終結
し、これより採決いたします。

認定第1号 令和2年度那須塩原市一般会計歳
入歳出決算認定については原案のとおり認定すべ
きものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については原案のとおり認
定すべきものと決しました。

市民課所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午後 3時37分

再開 午後 3時39分

○田村委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開い
たします。

◇

◎散会の宣告

○田村委員長 以上で本日の委員会を散会いたしま
す。

お疲れさまでした。

散会 午後 3時40分

建設経済常任委員会／予算常任委員会及び決算審査特別委員会（第三分科会）

令和3年9月14日（火曜日）午前10時00分開会

出席委員（7名）

委員 長	田村 正宏	副委員 長	益子 丈弘
委員	堤 正明	委員	齊藤 誠之
委員	平山 武	委員	松田 寛人
委員	眞壁 俊郎		

欠席委員（1名）

委員 室井 孝幸

紹介議員（なし）

説明のための出席者

気候変動 対策局長	黄 木 伸 一	気候変動 対策局主幹	相 樂 尚 志
気候変動 対策局主査 (係長級)	向 井 崇	産業観光部長	富 山 芳 男
農務畜産課長	渡 辺 直 次 郎	農務畜産 課長補佐	宇 賀 神 晶 子
農業振興係長	青 木 洋 人	担い手支援 係長	広 瀬 美 香 子
畜産振興係長	大 島 貴 博	堆肥センター 所長	稲 見 一 志
農林整備課長	室 井 正 幸	農林整備課長 補佐兼 農村整備係長	大 野 昭 博
林務係長	岩 波 秀 典	地籍調査係長	須 藤 俊 一
商工観光課長 (DMO担当) 兼観光振興 センター所長	高 久 修	商工観光課長 補佐兼 商工係長	瀧 靖 子
観光係長	石 川 敦 史	企業立地係長	上 野 純 宏
まちなか交流 センター館長	石 塚 昌 章	まちなか交流 センター 副主幹	小 池 雅 之
農業委員会 事務局 長	田 代 宰 士	農業委員会 事務局長補佐 兼農政係長	村 松 隆

農地係長 佐藤 博之

出席議会議務局職員

書記 佐々木 玲男 奈 書記室 井 理 恵

議事日程

1. 開 会

2. 審査事項

〔気候変動対策局〕

- ・気候変動対策局長挨拶

決算審査特別委員会（第三分科会）

- ・認定第 1 号 令和 2 年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

〔産業観光部〕

- ・産業観光部長挨拶

〔農務畜産課〕

予算常任委員会（第三分科会）

- ・議案第 6 7 号 令和 3 年度那須塩原市一般会計補正予算（第 5 号）

決算審査特別委員会（第三分科会）

- ・認定第 1 号 令和 2 年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

〔農林整備課〕

- ・議案第 7 8 号 那須塩原市火入れに関する条例の一部改正について

予算常任委員会（第三分科会）

- ・議案第 6 7 号 令和 3 年度那須塩原市一般会計補正予算（第 5 号）

決算審査特別委員会（第三分科会）

- ・認定第 1 号 令和 2 年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

〔商工観光課〕

予算常任委員会（第三分科会）

- ・議案第 6 7 号 令和 3 年度那須塩原市一般会計補正予算（第 5 号）

- ・議案第 7 3 号 令和 3 年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）

決算審査特別委員会（第三分科会）

- ・認定第 1 号 令和 2 年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

- ・認定第 7 号 令和 2 年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について

〔農業委員会事務局〕

- ・農業委員会事務局長挨拶

決算審査特別委員会（第三分科会）

- ・認定第 1 号 令和 2 年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

3. 散 会

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○田村委員長 皆さん、おはようございます。

散会前に引き続き、建設経済常任委員会を再開します。

本日、室井委員より欠席する旨の届出がありました。

ただいまの出席委員は7名でございます。



◎気候変動対策局の審査

○田村委員長 ただいまから気候変動対策局の審査に入ります。

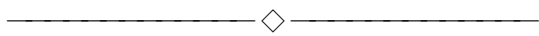
気候変動対策局の皆さん、お疲れさまです。

初めに、局長から御挨拶をお願いいたします。

局長。

○黄木気候変動対策局長 (挨拶。)

○田村委員長 気候変動対策局については、建設経済常任委員会に対する付託案件がありませんので、建設経済常任委員会を決算審査特別委員会(第三分科会)に切り替えて審査を行います。



◎認定第1号の説明、質疑、討論、

採決

○田村委員長 認定第1号 令和2年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

局長。

○黄木気候変動対策局長 (認定第1号について説明。)

○田村委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

堤委員。

○堤委員 堤ですが、今の189ページの地球温暖化対策推進費の委託料、それぞれ気候変動情報収集・分析業務と、地球温暖化対策実行計画策定支援ということで決算が出ておりますが、これは本年度限りなのか、まだ継続業務なのか1点と、あと、この実行計画が策定されている、中間であれば、中間的にどこまでどういう内容で進んだかちょっとお聞かせください。

○田村委員長 局長。

○黄木気候変動対策局長 まず、気候変動情報収集・分析業務、これは単年度業務ではございますけれども、今年度も引き続き行っています。

具体的には、この決算認定にある年度では、広く浅く気候変動の情報を収集し、本年度はそこから2点に絞って深く掘り下げるといったような業務を継続しております。

一方の計画策定支援、こちらは2か年事業を債務負担行為でやっております。今年度におきまして、まだちょっと具体にはいっていないんですけども、あらあらの素案ができておまして、これを専門部会とか庁内検討会で諮って、これから細かいところを詰めていく途中でございます。

○田村委員長 堤委員。

○堤委員 この実行計画の結果として、市民に対してどのような周知と、それからあと、市民はどういうふうにこれを捉えればいいのかという方向性といえますか、それを分かればちょっとお聞かせ願いたい。

○田村委員長 局長。

○黄木気候変動対策局長 こちら、今、脱炭素社会をつくるための基本となった法律に基づく地球温暖化対策のための計画なんですね。ここでやるの

は区域施策編といいまして、市民の皆様及び市内の事業者の皆様にごこういうことをやって、脱炭素化を図りましょうというのを示すんです。

ただ、具体的には、一つ一つ細かいところをフォーカスするのではなくて、例えば太陽光発電を積極的に設置していきましょとか、電気自動車を導入していきましょとか、そういうような方向性を示して、将来的には2050年カーボンニュートラルに向けた取組をしていきましょということを皆さんへ示して、お願いする様なものです。

周知につきましては、ホームページ等、ほかの手段をいろいろ駆使しまして図りたいと思っております。

○田村委員長 堤委員。

○堤委員 今、災害規模が毎年大きな災害が多発しているという状況ですので、渡辺美知太郎市長も公民館なんかを一つの防災拠点にしていこうという考えがおありなようなんですが、そういう防災についても、何かこの中で策定される計画でしょうか。

○田村委員長 局長。

○黄木気候変動対策局長 直接防災に関する計画というのは、総務部門の所管で、そちらでやるんですけれども、私どもは、こちらだと、再生可能エネルギーの導入というのが政策としてあるんですね。これは再生可能エネルギーの導入というのは、自立分散型の電源の設置ということなんです。これが必然的に防災機能を高めるということになりますので、間接的には環境掛ける防災ということで、ここにはうたっていきけるはずですよ。書くようにいたします。

○田村委員長 堤委員。

○堤委員 再生可能エネルギー、要するにCO₂削減ということで目標とされているかと思うんです

けれども、例えば国の政策の中でも、ソーラーの発電に補助を出すとか、いろいろなものがあるかと思うんですけれども、那須塩原市でもこういう計画の中でも、それを具体化、さらにしていくという感じかどうかお聞きしたいと思います。

那須塩原市は補助金を出すとか、そういうソーラーに対してですね。あるいはソーラーだけではなくて、例えばCO₂削減で、水力発電事業にどうするかとか、そういうお話は、まだ計画の中ではされていないということでしょうか。

○田村委員長 局長。

○黄木気候変動対策局長 個別の補助事業とかに具体的にうたっていくようなものではございません。

あと補助事業に関して言えば、太陽光については、もう既に補助事業を終了しております。というのは、一般の民間の方についても、太陽光というのは、もう既に常識というんじゃないですけども、普及したものと考えています。

今、我々が持っている補助事業としては、電気自動車の購入です。今後も、その在り方はちゃんと検討して、より脱炭素社会へ向けた事業ができるように検討してまいりたいと思っております。

○田村委員長 堤委員に申し上げます。

決算認定についての質疑ですので、そこから外れる部分については、またその他等でお聞きをいただければと思います。

堤委員。

○堤委員 了承いたしました。ありがとうございます。

○田村委員長 そのほか質疑はございますか。

齊藤委員。

○齊藤委員 先ほどの説明がありました地球温暖化対策推進費50事業の委託料の部分の、もう一度、気候変動情報収集と分析業務の内容についてお伺いしたいと思います。

○田村委員長 局長。

○黄木気候変動対策局長 こちらにつきましては、宇都宮大学さんの協力によりまして、農業、観光、防災、それから教育、この4分野について関係者のヒアリングとか現地調査を行って、どのような気候変動影響が生じているかを把握しました。それに宇大の先生方に科学的な知見を持って裏づけを与えていただいて、こういうのが影響出ているのが明らかになりましたねというような形で成果物を出した、そういうような事業でございます。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 先ほど言ったとおり、単年度業務から今年度に行うという話だったんですけども、分析をしたものが、今、宇大とということで昨年度やられたと思うんですけども、その分析結果というものを今言った4つの分野に対しては、今こういうことを行っていますというのを既に周知をされてから行っていたのか。それとも、ただ分析なので、そういった団体には周知をせずに、宇大との連携でこの分析業務を進めているのか。要は全体の認知度が上がった状態で昨年度進めたのか。まだそういうことは言わずに、気候変動対策局だけで、この4団体の4つのジャンルに絞って、気候変動の情報収集をしているのか。みんなで分かり合っているのかどうかというのを確認したかったんですけども、みんなというか、この団体ですね。農業関係の人に、今、気候変動、こういうのやっていますよ、そういうことをやりながら連携を取ってやっているのか。そういったものは一切農業関係者とかに知らせずに、宇大との連携で、ただ市役所の気候変動対策局がこういった宇大との連携でやっているだけなのかは、令和2年度としてはどうだったのかということをお聞きしたいと思います。

○田村委員長 局長。

○黄木気候変動対策局長 まず、この分野を選んだのは、市の基幹産業であるということで、農業、観光、それから将来の那須塩原市を担う教育、あとは市民みんなの関心の防災ということで、それは我々の立場から選びました。

ただ、ヒアリングとか調査というのは、もちろん相手方がいらっしゃることですから、ちゃんと事業の趣旨を説明した上で、関係団体、学校さんとか、そういうところに説明して理解を得た上でヒアリング等を行っております。もちろんアウトプットしたものについても、その団体の方にお返ししております。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 すみません、聞き方が悪くて、御理解いただいております。

続きまして、再生可能エネルギーのほうなんですけれども、これ全体の質疑でも出ました。電気自動車の購入費が8件しかなかったということで、当初のもくろみと周知方法をどういうふうにしていたのかお伺いしたいと思います。

○田村委員長 局長。

○黄木気候変動対策局長 周知につきましては、事業を導入した平成30年度に担当職員が各ディーラーを回って、個人からくるよりディーラーさん経由なので、ディーラーに周知しちゃいました。ということで、あとは市のホームページとかでPRはしていますけれども、もうディーラーに行って電気自動車を買う、もしくは購入をお勧めいただければ、そこから必然的に国の補助金を受けて、その国の補助金を受けたものに対して我々が補助するという制度なんです。そういった流れはできているものと考えております。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 そうすると、単純にこれだけしか売れなかったということはないと思うんですけども、

ディーラーの方もちょっと言うのを忘れちゃったんじゃないかって推測されるんですけども、その辺はどうお考えですか。

○田村委員長 局長。

○黄木気候変動対策局長 電気自動車、高いものなので、補助を勧めないということは、まずないと思うんですね。だから、やはり電気自動車の売れ方が悪かったと。

今後、今回の補助制度の見直しのために、この補助制度を使った方にアンケートをしようと思っています。本当に補助金があったから買ったのとか、言葉は悪いですけども、電気自動車が好きだから買ったのとか、そんなざっくりばらんなアンケートをして、今後の制度設計を考えてみたいと思っています。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 了解いたしました。

最後なんですけれども、もう一つ、地球温暖化対策推進費もそうなんですけれども、再生可能エネルギーのほうで、太陽光の発電規制とか、抑制区域図というものがあったと思います。こちらは、その前の年度でしたっけ、太陽光に関するガイドラインから条例をつくりましたよね。そこの関連性は忘れずにやっているのかというものを改めて確認させていただきたいと思います。

○田村委員長 局長。

○黄木気候変動対策局長 規制条例がございまして、那須塩原市は全面的太陽光、野立ての太陽光を置く場合なんか、かなりきつい規制がかかるんですよ。それはもちろん重々承知しています。

ただ、改正温対法で、最大限の再エネ導入を目指しましょうということが決まりました。そこで、我々も、規制条例と法律を上手に整合させて、環境との調和を図りつつも、最大限の再エネが導入できるような落としどころというんですか、そこ

を考えようと思っています。

○田村委員長 ほかに質疑はございますか。

眞壁委員。

○眞壁委員 地球温暖化対策推進事業の中で、先ほど宇大と農業、観光、教育、防災について分析をしたということではありますが、少し細かく、どんな調査をして、どんな分析をしたのかというのを少し詳しくお聞きしたいんですけども。

○田村委員長 主幹。

○相楽気候変動対策局主幹 それでは、説明いたします。

まず、農業分野ですと、調査項目の例としまして、実体験に基づく気候変動の影響であったり、それから作物等の収量や品質の変化、それから病害虫の発生状況の変化、それから雑草の発生状況の変化、乳牛の影響とその対策、それから今後の営農に対する不安なんかをヒアリングしたところでございます。

その影響として、やはり高温によって、いろいろと収量であったり、品質に影響出ているなんていうことは見えてきたところでございます。

それから、観光業に関しては、やはり気候変動の影響、それから既に行っている適応策、今後必要となる対策なんかを調査したところでございます。

観光業も、やはり天気の状態に応じて、今まで活動していた場所と違うところでやったり、時間を変更したりとか、実際そういった影響が出てきているなんていう声が聞かれました。

それから、教育分野ですと、こちらは主に高温によるということなんですけれども、児童生徒の体調面への影響であったり、学校生活の影響、熱中症の発生状況であったり、風水害の影響であったり、それから気候変動に関する学習状況なんか、そういったことを調査したところでござい

す。

熱中症については、市内の約9割の学校が、熱中症の児童生徒がかなり増加、またはやや増加というふうに認識しているということが分かりました。

それから、特別教室ですね、音楽室とか、そういったところも、夏場ですと、かなり暑い状況が起きている。これは実際に1つの学校で何か所か教室、実際の温度を測ったりということをしたところの結果になっております。

それから、防災ですと、大雨による災害、過去の災害の状況であったり、それから道路保全の管理状況、森林の保全管理状況とか、そういったところを調査したところです。

やはり近年の大雨による災害、そういったところに対する懸念というところがいろいろと聞かれているというところが分かってきたところでございます。

以上です。

○田村委員長 眞壁委員。

○眞壁委員 いろいろ情報収集、また分析をしているというのがよく理解できました。

それで、これを受けて、今年度新しく今度は何をやるんだということで、そちらで何か今考えていることがあればお伺いしたいんですけども。

○田村委員長 決算認定からちょっと外れるようですので、またその他等でお聞きいただければと思います。

○眞壁委員 分かりました。そこは結構です。

続いて、再生可能エネルギーの推進費の関係で内容をちょっとお聞きしたいんですけども、太陽光発電の先ほど規制、制御区域図の作成ということで決算がありますけれども、この内容を詳しくお聞きしたいです。

○田村委員長 局長。

○黄木気候変動対策局長 こちら、その上にございます地域循環共生圏構築支援業務、この中で市内の再エネ導入ポテンシャルを把握するためには、規制条例の規制状況を把握する必要がございました。ところが、主管であります環境課のほうでは、条例に文言では規制対象地域を書いたんですが、図面化したものがなかったんですね。そこで、我々は、上の地域循環共生圏構築支援業務の中の成果物として入れるために、新たに調和条例を絵に落としたというような作業をしたものでございます。

○田村委員長 眞壁委員。

○眞壁委員 それじゃ、今の地域循環共生圏の構築支援業務、これについてもちょっと詳しくお願いしたいです。

○田村委員長 局長。

○黄木気候変動対策局長 これは那須野が原グリーンプロジェクト、一大目玉でございまして、地域の再生可能エネルギーは地域で循環利用し、経済も循環して行って、なおかつ地域課題を解決しようというものが大ざっぱに言うと、地域循環共生圏の考え方なんですね。それができるために、那須塩原市の再エネ保存利用導入可能性調査等を行い、ざっくり言っちゃうと、そういうものです。

今年、そのうち本当に実現可能性があったものを幾つかピックアップして事業化しているというようなものでございます。

○田村委員長 眞壁委員。

○眞壁委員 その次の太陽光発電設備の設置等耐荷重調査業務、これについてもちょっと詳しくお願いします。

○田村委員長 局長。

○黄木気候変動対策局長 こちらにつきましては、本年度から始まります指定避難所の再生可能エネルギー導入事業というのがあるんです。昨年度か

ら計画しております、対象となる公民館、幾つかあるんですよね。幾つかあるうちに、実際、太陽光を載せられるかどうかの調査をしたのがこちらの調査になります。

○田村委員長 ほかに質疑はございますか。

副委員長。

○益子副委員長 御説明ありがとうございました。

それでは、私のほうから1点お聞きしたいと思います。

再生可能エネルギー推進費60事業でございます。再生可能エネルギー推進費6001事業の中において、印刷製本費実現可能性調査報告書というものがありますが、この内容を伺います。

○田村委員長 局長。

○黄木気候変動対策局長 こちらの今御説明しました地域循環共生圏構築支援業務、この成果物を関係箇所とかへ配付して共有するために増刷したものでございます。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 そうしますと、関係機関だけが読めるものであって、市民などは読めないものなのかお伺いいたします。

○田村委員長 局長。

○黄木気候変動対策局長 実際の成果物はかなり分厚いものになっちゃうんですけども、概要版というのがありまして、その概要版については、ホームページとかでダウンロードすることができます。もちろんその実物についても、閲覧等の希望があれば、隠すものではないので、見ることは可能です。

○田村委員長 ほかに質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○田村委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はござ

いますか。

〔発言する人なし〕

○田村委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○田村委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

認定第1号 令和2年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

気候変動対策局所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時31分

○田村委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

—————◇—————

◎産業観光部の審査

○田村委員長 これより産業観光部の審査に入ります。

初めに、産業観光部長から御挨拶をお願いします。

部長。

○富山産業観光部長（挨拶。）



◎農務畜産課の審査

○田村委員長 ただいまから農務畜産課の審査に入ります。

農務畜産課の皆さん、お疲れさまです。

農務畜産課については、建設経済常任委員会に対する付託案件がありませんので、ここで建設経済常任委員会を予算常任委員会（第三分科会）に切り替えて審査を行います。



◎議案第67号の説明、質疑、討

論、採決

○田村委員長 議案第67号 令和3年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

課長。

○渡辺農務畜産課長 皆様、おはようございます。

初めに、1点御報告させていただきます。

本日、農務畜産課の農業再生協議会の平山副主幹につきましては、本日欠席になりますので、よろしく願いをいたします。

（議案第67号について説明。）

○田村委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

堤委員。

○堤委員 この10ページの、歳出のほうの10ページです。この道の駅明治の森・黒磯、これの企画運営アドバイザーの報奨金60万円ということですが、これは既にもう執行されているのかどうかということと、その執行の仕方といいますか、入札で決められたのか。あるいは、何人でこれをやるのかということをお聞きしたいと思います。

○田村委員長 課長。

○渡辺農務畜産課長 今回の道の駅のアドバイザーというところですけども、執行のほうは9月補正のほうの承認を得てからということで、10月以降に予定をしております。

これから、執行方法ですが、実際に入札等ではなくてこの企画運営とか食のほうに精通した方にお願ひしまして、今のところ2名を予定しております。

今回、60万円を計上していますのは、1人30万円ということで10月以降の3月までの6か月間を予定しています。

○田村委員長 堤委員。

○堤委員 了承しました。

○田村委員長 もうちょっとマイク近づけてもらっていいですか。

○堤委員 よろしいですか。

もう一つ、次のページ、11ページの畜産業費でこの畜産担い手育成総合整備事業費、3001事業、これは非常に金額が大きいものですけども、4,698万円という数字が上がっております。これの内容をちょっとお聞きしたいと思います。

○田村委員長 課長。

○渡辺農務畜産課長 こちらの事業、実際、農畜産農家さんが施設の整備とか、あとは餌、飼料畑の拡大等を行うために国からお金が、補助金が出ているものなんですけれども、市のほうは、何だろ

う、市のほうからお金が出るわけじゃなくて国や県から畜産農家に支払われるお金を市を経由して払うという制度になっています。

今回、増えた理由としましては、実際その畜産農家さんのほう、牛舎の施設の整備、こちらの面積の増というのが一番大きい理由になります。

○田村委員長 堤委員。

○堤委員 了解しました。

○田村委員長 ほかに質疑はございますか。

齊藤委員。

○齊藤委員 先ほど、予算執行計画書の10ページの中山間地域のアドバイザーの件なんですけれども、これ前回の質疑でも出ていました。

今、聞いた中で、市が管理運営支援ということなのでアドバイザーを求めるといことなんです、運営主体はもう市のほうでこの間から第三セクターの話をしているんですが、そういった意味での運営支援をいただくために呼ぶともう決めつけてやってしまうのか、あるいは運営形態はどうであったとしても、その道の駅自体を今後、発展させていくためのアドバイスをもらうのか、ちょっとその辺をちょっとお聞きしたいんですけれども。

○田村委員長 課長。

○渡辺農務畜産課長 今回のアドバイザーの件なんですけれども、先ほど委員さんがおっしゃられたとおり、第三セクターという部分もありますが、もちろんその第三セクターによる企画運営面に対してもアドバイスをほしいと思っているんですけれども、あと大きいのは、これからやっぱり基本設計入っていくというところで、どうしても施設建築後に不具合等が出てくるということがまああるものですから、初期の段階から一応運営部分と、あとはやはりその建物、施設面について詳しい方のアドバイスをもらって、建築後もスムーズに運営できるようにということでアドバイスをしてもら

いたいと思っております。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 6か月間ということで、来年、基本設計に入っていく、基本計画、基本計画でしたっけ先に、じゃ基本設計ですね。その後、実施設計に行くということでこの間、流れは示されたんですけども、これは半年、約半年で30万円ということで、この間も聞いたのかな、回数、どういったときにそのアドバイスをいただくのかというのを改めてお伺いしたいと思います。

○田村委員長 課長。

○渡辺農務畜産課長 アドバイスの回数ですか。

こちらにつきまして、60万円計上してまして、1人30万円ということなんですけれども、10月以降、基本設計のほうの業務委託を発注する予定でいる中で、やっぱり今回の計上につきましては、市のほうの報酬の規定で有識者が1人1万5,000円というのが1日ありまして、今後、基本設計の中では、例えば月に本当に3回とか4回とかという可能性が出てきたものですから、6か月の中で1人20回というのを想定して、ちょっと多いんですけれども、それで1万5,000円の20回で30万円の2人分ということで計上しています。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 もう1回確認なんですけれども、市のほうは三セクを選ぶという、運営の話をするのと建てるもののアドバイスというのは、ちょっと同じ考えてしまうと我々が混乱してしまうんですけれども、この方々は、例えば三セクじゃなくてそのお店を任せると言ったとしても、多分動いてくださる方々だと思うんです。

なので、その運営支援の求め方を、今後どういったものがあればこの道の駅が市が目指す方向性にとっての形になるかということ聞いていくということでよろしいんですね。

であれば、今後市が、例えばですよ、まだ我々は何も聞いていないので分かりませんが、市からお金を捻出するのが無尽蔵じゃないと思うんです。なので、あまりきれい勝手なすばらしい意見ばかり取り入れてしまうと、似たような事例がなにもあらずなので、ちょっとここを心配しているからお聞きしたんですけども、そのアドバイスに関してはあくまでも青木の道の駅にそぐった、市が目指す形に沿ってどうしたらいいかというアドバイスをいただくということによろしいですよ。

○田村委員長 課長。

○渡辺農務畜産課長 アドバイスのほうは、まず委員さんおっしゃられたとおりの大きなコンセプトが市のほうではございますので、そこから外れないような形が一つと、もう一つやはり財源面もございますので、その財源面も収支計画をやはりよく精査した上でアドバイスをもらいたいと思っております。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 よろしくお願ひします。

次へ行きます。

担い手育成の、ごめんなさい、堆肥センターの管理です。こちら、クレーンと溶接コンベアの修理ということがありました。

まず1点なんですけれども、この修理の記録というものが取っているのかどうかお伺ひしたいと思います。

○田村委員長 課長。

○渡辺農務畜産課長 各部品、施設設備の部品とか修繕のほうは、記録は取ってございます。何年前にやったとかというところも。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 そうすると、その使う部品によって、今、堆肥センター自体結構いろいろ案件には上が

っていますけれども、これから先すぐに壊すわけにも行かず、この先、継続していくのに、例えばもうあれだけメタンガスとかアンモニアが厳しい施設なのに、鉄の素材を使ったベルトを使ったりとか、そういうことをしておる時点でもう要は維持管理費がかかってしまうと。

であれば、ステンレス製とかそういった耐久性が強いもので、一旦インシヤルをかけてでも通年性をやっていったほうがいいと思っているんですけども、こういう中で、ローダーの修理は別として、今回の話、その中の堆肥を作る工程の中でそういった見直しをされている中でこの腐食が起きているのかをお伺ひしたいんですけども。

○田村委員長 課長。

○渡辺農務畜産課長 今回、修繕でございますけれども、ほぼほぼ施設設備のほうは耐用年数を超えているものが大体ございまして、その中でも一度例えば故障とかした場合に部品交換とか出てくるんですけども、まずはその本体の部品交換というよりは、実際に今、入っておられる業者さんがもう本当に手修理で直していただいて、それでもどうしてもというときに、このようにちょっと修繕費を上げて直しているという形で、あとは委員さんおっしゃられるように、鉄だとさびちゃうとかいろいろ腐食しちゃうとかありますので、その辺も事業者といろいろ協議しながら修繕していきたいと思ひます。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 修繕記録が残っているということなので、常に何回壊れてどこの部分だということに関しては、予算多少計上してでもこういった修理が出てこないように。

耐用年数過ぎているというのは分かっていますが、本来であれば耐用年数過ぎれば稼ぎに回るんです、

民間の世界だと。どれだけ維持管理丁寧にして、市でいうと経費を減らしていくということになると思うんですけども、そういったところも考えていただいてやっていただきたいと思います。

これ、クレーンの腐食なんていうのはもう最たるもので、これ失敗すると本当に事故につながるようになってしまいますので、そういったところもしっかり点検入れてやっていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

すみません、意見になっちゃいました。

○田村委員長 その他、質疑はございますか。

眞壁委員。

○眞壁委員 畜産担い手の育成総合整備事業の関係でございますが、このやつの受ける方のほうの申請というか、そういうのはどういう形になるのかちょっとお伺いします。

○田村委員長 係長。

○大島畜産振興係長 こちらの担い手育成総合整備事業でございますが、本事業は栃木県農業振興公社が事務局となりまして、平成26年度に畜産業者全戸を対象に説明会を行いまして、27年度に13戸の農家による計画を公社が作成いたしまして、この計画に基づきまして平成29年度から事業着手に至りまして、当初は令和3年までの計画だったんですが、ちょっと国のほうの予算の関係もございまして、現在、令和5年度までの事業計画ということで、13戸の農家、計画的に事業を進めているところでございます。

○田村委員長 そのほかございますか。

質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○田村委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませ

んか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○田村委員長 ないようなので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 議案第67号 令和3年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第67号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

◇
◎認定第1号の説明、質疑、討論、採決

○田村委員長 続きまして、予算常任委員会（第三分科会）を決算審査特別委員会（第三分科会）に切り替えて審査を行います。

認定第1号 令和2年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

課長。

○渡辺農務畜産課長（認定第1号について説明。）

○田村委員長 審査の途中ですが、10分間休憩をいたします。

再開は、11時35分からといたします。

休憩 午前11時24分

再開 午前11時34分

○田村委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

農務畜産課の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありますか。

眞壁委員。

○眞壁委員 じゃ、まず213ページの、213ページの八郎ヶ原の放牧場の管理費なんですが、先ほど報償金の関係で活性化検討委員会をやっているということでございますが、この辺のちょっと内容についてお伺いします。

○田村委員長 課長。

○渡辺農務畜産課長 八郎ヶ原活性化の検討会の内容でございますが、こちら令和2年度中に、先ほど申し上げましたように放牧場の再開に向けまして検討していこうとなりまして、実際に検討会の立ち上がったのが令和2年度の末、令和3年3月でございました。

今回の支出した報償金も、検討会議の1回分でございます。検討会議のメンバーにつきましては、学識経験者と、そのほかに国や県の関係機関、関係団体のほうの方が組織されていますが、その対象となる、報償金の対象となるのは宇都宮大学の専門的な教授の方2名に対して、令和2年度の報償金を支出したのになります。

○田村委員長 眞壁委員。

○眞壁委員 メンバーのほうで、学識経験者と国・県ということで、先ほど国のお金がちょっと入っているのというちょっとお話があったかと思うんですけども、その辺ちょっと詳しくお伺いたいたいんですけども。

○田村委員長 課長。

○渡辺農務畜産課長 この放牧場、草地とか設備と

か、その施設関係で以前に国庫補助事業、補助金を使って修繕等とか整備とかした経緯がありまして、その施設の補助金のほうの要は償却期間というか耐用年数というか、その年数が到達するまでは物件を処分したりほかの事業に使っちゃいけませんよという縛りになっていまして、実際、直近ですと平成26年度に整備の補助金が国のほうから入っています。

最終的に、先ほど申し上げた制限の期間が切れるのが令和13年までになっていまして、なかなかその縛りの期間が終わるまでは、自由に売買したり処分したりすることができないというのが現状でございます。

○田村委員長 眞壁委員。

○眞壁委員 今、令和13年までということだと、まだまだ10年先というような感じなんですけれども、そんな中で何か特別にやめるとかそういう形というのは取れないんですか。その辺だけちょっとお伺いします。

○田村委員長 課長。

○渡辺農務畜産課長 今の令和13年までの縛りがある中でということですけども、昨年度、今後の検討をしていく中で、牧場の廃止とか、あと別の利用とかその辺も含めて県のほうと協議してきたんですけども、やはりよほど大きな理由、例えば、何だろう、震災とか災害関係ですか、そういうのがあったりでないと、なかなか国のほうもほかの理由では認められないよということがありまして、取りあえずその縛りでは令和13年まであるんですけども、ほかの補助金も入っていて、中には令和6年とか7年とか8年とかいろいろ幾つかあるんですけども、令和13年まで行かない段階で、市のほうもいろいろ検討して、廃止するだけじゃなくてほかの活用も考えて、1回再度国のほうと協議していきたいというのは思ってい

るところです。

○田村委員長 眞壁委員。

○眞壁委員 しっかり検討していただきたいということで、これは要望としてお伺いして、言っておきます。

あと、ページの214ページ、畜産競争力強化対策緊急整備事業の関係でございますが、これのちょっと業務内容というか、その辺の内容をちょっと教えていただきたいんですけども。

○田村委員長 課長。

○渡辺農務畜産課長 今回の畜産競争力強化対策緊急整備事業費という事業でございますが、こちら特に地域の畜産農家が中心になりまして、それ以外にも例えば畜産関係の飼料畑を作っている耕種農家とか、あとは畜産関連の事業者、あとは酪農協とかそういう関係団体、そういう団体が一体となってクラスター協議会というのをつくります。

その中で、その協議会のほうが、その地域の田んぼ、畑、そしてもちろん畜産を含めて全体で収益性の拡大、生産拡大図っていかうというものでございまして、こちらに対して国のほうから補助金が2分の1出ますよという事業でございます。

こちら、市のほうは負担はないんですけども、国のほうから補助金とか出ているので、市が受けて、中間となっている事務的な手続等は市のほうがしまして、実際そのクラスター協議会にお金を、国から来ているお金を出しているという流れになっています。

○田村委員長 眞壁委員。

○眞壁委員 そうすると、ちなみにこの協議会の人数というかその辺は、お願いします。

○田村委員長 畜産振興係長。

○大島畜産振興係長 では、鍋掛クラスター協議会、今回の協議会の構成員の人数でございますが、全部で各団体から37団体、37名で構成されておしま

す。農家につきましては31戸の農家と、あと栃木県酪農協同組合が事務局、あと那須塩原市、JAなすのとくみあい飼料、那須野ヶ原牧場、日光大室地区稲WC S部会などの飼料利用組合なども構成員として構成されているところでございます。

以上です。

○田村委員長 そのほか質疑はございますか。副委員長。

○益子副委員長 御説明いただきました。

215ページ、環境保全型農業支援事業、30事業、環境保全型農業直接支援事業費3001事業についてお伺いいたします。

その中で、環境保全型農業直接支払い40団体というような先ほど課長のお話もありましたが、その取組内容をお伺いいたします。

○田村委員長 課長。

○渡辺農務畜産課長 環境保全型農業直接支援事業費、こちらの取組内容というものでございますが、先ほど申しましたように、対象事業としましては、やはり環境負荷の軽減とか、実際環境保全効果の高い取組をして、その農業の生産を上げていくというものに対して、国のほうから補助のほうが出るものでございまして、実際の事業、取組としましては、那須塩原で行っているものとしましては、実際、支出している中の本当に90%以上の取組がカバークroppというものでございまして、カバークroppというのは実際その作物を作付していない期間、田んぼとかでしていない期間に、実際そのものは作物ないんですけども、緑肥と言われているものを作付しまして、有機物を田んぼの土の中に供給したり土壌のほうの改良をしていくというような事業になっています。

カバークropp以外には、ほかの事業ですと、あとは冬季湛水ということで、冬場やはりどうしても水が枯れてしまうところのほうを補助してい

るとかいうところの部分とか、あとは有機農業とか堆肥の散布というあたりが補助対象になるものがございます。

事業費の減としましては、先日の決算質疑のほうでもちょっと回答はしてございますが、そのカバークロープ、一番那須塩原市でメインになっている事業のほうで、国のほうの単価の見直しで減額となったというところになっています。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 御説明いただきました。

今、課長のお話ですと、那須塩原市においては、このいろいろなメニューある中でカバークロープが9割を占めているんだというようなお話でございました。そして、最後のお話の中で、見直しがあって単価が見直されたというようなお話でございました。

その中で、この9割を占める取組の中で、該当するものは9割ということだったんですが、そういった中で対象者から心配する声や金額が下がったことによって懸念や不満などの声はなかったのかお伺いいたします。

○田村委員長 課長。

○渡辺農務畜産課長 今回、国のほうで見直しがあった単価の減少ですが、そのカバークロープのほうが減になった理由としましては、実際その、何だろう、カバークロープ事業を行うときに使用する種代ですか、こちらが実際の取引上も下がっているというところがあって、国もその実情を勘案して単価を下げたというところで、それに対して農家さんからの大きな声は、今のところ聞いてございません。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 農家さんの声は聞いていないという、実情に応じて国のほうも、種代が安いので下げたということだと思っておりますが、この事業につ

いては単年度じゃなくて5年とかそういった長いスパンで取り入れられているものと思うんですが、そういったものも踏まえて、そういう意見の聴取などそういった生産者の声などは聞いているのかお伺いいたします。

○田村委員長 課長。

○渡辺農務畜産課長 今の御質問でございますが、単年度じゃなくて何年も続いていく事業でございますが、特に、何だろう、長期スパン的に農家さんから確認している部分というのは今のところございませんので、今後の中でそういうこともちょっと確認できるかどうか検討してまいりたいというふうに思います。

○田村委員長 そのほか質疑はございますか。

松田委員。

○松田委員 206ページ、中山間地域活性化事業60事業ですけれども、いろいろ聞かれている方多いと思いますけれども、まず青木ふるさと物産センターの費用対効果をちょっと、あとアグリパルも同じく2つとも聞かせていただきたいと思います。

○田村委員長 課長。

○渡辺農務畜産課長 費用対効果というのは、現在の状況ということでよろしいでしょうか。

○田村委員長 松田委員。

○松田委員 通常3年度分、3か年分とか5年間分とか、一応データは持っているはずなんですけれども、その辺を少し分かる範囲で、多分分かっているとは思うんですけれども。

○田村委員長 課長。

○渡辺農務畜産課長 現時点ですと、今現在、手元にはちょっとデータないんですけれども、アグリパルも青木道の駅のほうも、年々入り込み数や売上金額、伸びてきてございます。

ただし、やっぱり令和2年度になってから、やはりコロナの影響もございまして、どうしても入

り込み数も売上額もちょっと現在のところ落ちているという状況でございますので、このコロナ禍が落ち着いた中で、またその前に一旦回復をした中で、その後、伸ばしていきたいというところがございます。

○田村委員長 松田委員。

○松田委員 分かりました。

委員会なので、売上げ等々、その関係は必ず資料として持ってこないと話にならないので、ぜひとも用意はしておいていただきたいと思います。

あと、報償金、青木ふるさと物産センター再整備基本方針策定委員会有識者ヒアリング謝礼がございますけれども、どのようなヒアリングをしてどのような会だったのか教えていただければと思います。

○田村委員長 課長。

○渡辺農務畜産課長 今回の決算のほうでもございます再整備基本方針策定委員会有識者ヒアリングの謝礼でございますが、こちらにつきましては、実際に今回、再整備の基本方針のほうをまとめている中で、その再整備の大きなコンセプトですか、こちらのほうを決定していくために、各分野に精通している方をお呼びしてヒアリングを行って、例えば分野で申しますと食に関わる部分の方とか、あとは農業、農産物に対する方、あとは事業の経営、運営に精通している方、この方たちをお呼びしましてお話を伺って、コンセプトをまとめたというところでございます。

○田村委員長 松田委員。

○松田委員 いろんな有識者を集めまして、ヒアリングを行ったということで、今回、10億円規模の事業が始まるということで、それに向けてのこのヒアリングということで委員会をやっていたとは思いますが、また新しく今後、アドバイザーという形で補正予算載せましたけれども、こ

のヒアリングについては有識者と委員会、構成としてはどういう方で、名前を、これだけの決算でお名前を上げても別に委員会ではおかしくないと思いますので、どんな方が来てどういう発言をしていて、それでどういった形で、この場で第三セクターの決定をしたのか、その辺を詳しく説明願いたいと思います。

○田村委員長 課長。

○渡辺農務畜産課長 今、申し上げまして、令和2年度に行いました基本方針策定委員会のほう、こちら有識者ヒアリング行いましたが、実際、ヒアリングを行ったのが4名になっています。

構成というか4名の方を申し上げますと、1人が乳製品とか含めて地域の活性化等を行ってございます株式会社大田原ツーリズム様ですね。あとは農業関係ですね。農産物、農業者の育成を含めた農産物のほうの開発とかしてございます有限会社コスモファーム様、あと同じように飲食業を展開してございます、あと経営面ですね、精通している株式会社福島屋様、あとはやはり運営面全体ですか、こちらに精通しています株式会社社長様の4名になっています。

その4名の方につきましては、先ほど申し上げましたように、再整備の基本方針を策定していくために、この青木の道の駅がどのような方向性に向かっていけばいいという、その辺の意見を聴取しまして、方針を策定してきましたが、実際その中で第三セクターとかという話までは、直接は決定していなかったところです。

その中では、やはり民間の活用は大切ですねとか、そういう意見がございまして、そういうような意見を聴取した中で、今度は実際に市のほうで、いろいろなほかの道の駅とかの視察をしたり、お話を聞いたりしている中で、民間の活用も必要だし、公共だけではやっていけないというところが

ございまして、両方の面を兼ね備えている第三セクターで、実際栃木県内でも事業を営んでいるところが多いというところから、そちらのほうを目指していく方向としたところがございます。

○田村委員長 松田委員。

○松田委員 分かりました。あまり具体的には分からなかったんですけども、今後決算などで、この有識者のヒアリング等を含めて今後の取組に役立てていくわけでしょうけれども、先ほどの補正予算のアドバイザーは、このままメンバーも入ってくるという形での認識でよろしいのでしょうか。

○田村委員長 課長。

○渡辺農務畜産課長 今回補正予算に上げたアドバイザーは、2名を予定しているところですが、昨年度、先ほど申し上げた4名の方のアドバイザーのうち、そのうち1名は今回お願いしたいと思っております。もう1名、別の方を今考えているところです。

○田村委員長 松田委員。

○松田委員 分かりました。オーケーです。分かりました。またその他でお話ししますので、よろしくお願いいたします。

○田村委員長 そのほかに質疑はございますか。
益子副委員長。

○益子副委員長 申し訳ありません。先ほどちょっと聞けばよかったんですが、208ページ、はじめてのふるさとごはん事業（子育て応援米）、100事業でございます。その中にはじめてのふるさとごはん事業（子育て応援米）1001事業のものが、先ほど課長のお話ですと令和元年で終了したというようなお話があったと思うんですが、もし終了していたのであれば、この終了した経過というか、内容が分かればお伺いいたします。

○田村委員長 課長。

○渡辺農務畜産課長 はじめてのごはん事業ですね。

令和元年度で終了したという経過でございますが、もともとこちら平成28年度から多分開始したと思うんですけども、当初は3年間を予定していたんですけども、一応好評という、アンケート等の意見もございまして、1年だけちょっと延伸して、令和元年度まで事業を行ったというものでございます。

○田村委員長 益子副委員長。

○益子副委員長 3年だったものを1年間、好評だったのということ、私のほうもはじめてのふるさとごはん、利用者の方にお話を聞く機会があったんですが、やはりとても好評でした。そういった中で、1年間は延伸したということだったんですが、また先ほどの冒頭の説明の中だと、また好評だったんだがというようなお話があったんですが、さらに延伸されるお考えがあったのか、なかったのか、その点をお伺いいたします。

○田村委員長 課長。

○渡辺農務畜産課長 こちらの事業、今後の継続という話はなかったのかということでございますが、担当課としましても継続という考えも一応ございましたが、今後の事業展開を考えていく中で、もちろんお米を扱っている団体の農協さんとかと、新しい事業展開も必要じゃないかということで、一旦この事業的には廃止ということにしまして、また今後新しい事業ができるかどうか、検討してみたいというところで一旦廃止したものでございます。

○田村委員長 益子副委員長。

○益子副委員長 その点は、了解いたしました。

では次に、14ページ、農業施設使用料の青木ふるさと物産センター使用料についてお伺いをいたします。

青木ふるさと物産センターの使用料とふるさと物産センター使用料過年度分ということであった

んですが、この内容をお伺いいたします。

○田村委員長 課長。

○渡辺農務畜産課長 使用料の青木ふるさと物産センターですね。この使用料でございますが、実際こちらはテナント方式になっていまして、各事業者から市のほうが使用料のほうを受ける形になっています。実際あそこに入っていられる指定管理者である農業公社とあとは野菜等を扱っている青木の産直会ですね。あとは別棟でレストランのほうに入っておりますレストランの経営者とあとはパン屋さん、こちら現在4事業者から使用料を受けてございます。

現年度分は、その4社から受けているものでございまして、あと過年度分につきましては、今お話しした農業公社さんは未納がございませんが、ほかのほうですか、レストランのほうの方の未納があったということでございます。

○田村委員長 そのほかにはございますか。

堤委員。

○堤委員 歳出のほうから207ページの。

○田村委員長 マイクが入っていないかな。

○堤委員 歳出の207ページでございますが、農産物等直売所の整備支援事業費の中で、西那須野のふるさと物産センターへの太陽光発電の支援が補助金として計上されておりますが、これは何か1社というか、1つの箇所に選定されたのはなぜかということでお伺いします。

○田村委員長 課長。

○渡辺農務畜産課長 この農産物直売所整備支援事業ですけれども、こちら実際補助事業で、こちらにございます農山漁村振興事業補助金というのが国のほうであります。こちら実際事業者のほうは国のほうに直接申請をして、補助事業の対象者になって、補助金を受ける事業でございます。市のほうは、特に間に入って補助金のやり取りを受け

ているというところでございます。

○田村委員長 堤委員。

○堤委員 そうすると、申請がなければ、この事業は行われたいということに理解してよろしいでしょうか。

○田村委員長 課長。

○渡辺農務畜産課長 そのとおりでございます。

○田村委員長 堤委員。

○堤委員 せっかくのCO₂削減で、気候変動にも対応するというような内容だと思いますので、太陽光発電の設置、単に申請があったからということじゃなくて、那須塩原市としてもやはり周知して、応援する考えはございませんでしょうか。

○田村委員長 課長。

○渡辺農務畜産課長 この補助事業ですね。農産漁村の振興事業ですけれども、やはりいろいろ条件も規模とか、事業費とか条件があるので、必ずしもどの事業者にも合致するというものではございませんので、その辺を見極めながら周知のほうはしたいと思います。

○田村委員長 そのほかにはございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○田村委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔発言する人なし〕

○田村委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○田村委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

認定第1号 令和2年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

農務畜産課所管の審査事項は以上となります。

ここで昼食のため休憩いたします。

再開は13時からとなります。

休憩 午後 零時04分

再開 午後 1時00分

○田村委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

—————◇—————

◎議案第78号の説明、質疑、討論、採決

○田村委員長 ただいまから、「農林整備課」の審査に入ります。

農林整備課の皆さん、お疲れさまです。

それでは、『議案第78号 那須塩原市火入れに関する条例の一部改正について』を議題といたします。

執行部から議案の説明を「簡潔に」お願いします。

課長。

○室井農林整備課長 (議案第78号について説明。)

○田村委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

副委員長。

○益子副委員長 はい、ご説明いただきました。ありがとうございます。この改正によって、効果はどのようにあるのかお伺いいたします。

○田村委員長 課長。

○室井農林整備課長 今回事務的な手続き等の様式がなくなったということで、効果としましては、様式等の変更が生じた時にも変更が楽になるかと思えます。以上です。

○田村委員長 他にございますか。

質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。討議すべき点あるいは委員からの意見はございますか。

ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○田村委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第78号 那須塩原市火入れに関する条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第78号については、原案のとおり

可決すべきものと決しました。

◇

◎議案第67号の説明、質疑、討論、採決

○田村委員長 ここでは建設経済常任委員会を予算常任委員会（第三分科会）に切り替えて審査を行います。

議案第67号 令和3年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。
課長。

○室井農林整備課長（議案第67号について説明。）

○田村委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

齊藤委員。

○齊藤委員 すみません、確認なんですけれども、有害鳥獣対策費に関しての補正に関しましては、単純に捕獲頭数とか件数が多くなってきたので、ここで増額するという考えでいいんでしょうか。

○田村委員長 課長。

○室井農林整備課長 今回の補助金につきましては、県のほうの補助金のほうが当初ついていなかったもので、そちらのほうの上乗せ分の追加になりますので、頭数が増えたとかではありません。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 そうすると、狩猟して配る補助金とは違って、この報償費の使い道は対策事業費のほうに充てられる。県からもらったというのは、今聞いたんですけれども。

○田村委員長 課長。

○室井農林整備課長 報償金のほうは捕獲のほうで使う形になります。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 その県からの補助がなかったのが今回ついたんで、計上しておくということによろしいですね。すみません。

○田村委員長 そのほかございますか。
益子副委員長。

○益子副委員長 11ページ、農村基盤施設の整備費、2001事業ですね。工事請負費について、今課長から説明があったんですが、改めて農道整備の内容をお伺いいたします。

○田村委員長 課長補佐。

○大野農林整備課長補佐 農村基盤施設整備事業、2001の農道の事業内容ですが、まず四区町については農道の拡幅工事でございます。湯宮についても四区町と同じような農道の拡幅事業になります。

三本木、佐野地区については用水路の排水路の整備になります。こちらについては補助事業の精算ということで計上しております。

以上です。

○田村委員長 益子副委員長。

○益子副委員長 それぞれお伺いいたしました。このそれぞれ農道の場合は拡幅、そして排水のほうも修繕というような意味もあったと思うんですが、それぞれの整備においては、計画されていたもので、今回の対応になったのか。それとも地主さんというか、そういった方々から、それぞれの改善の要望などがあって対応になったのかをお伺いいたします。

○田村委員長 課長。

○室井農林整備課長 こちらについては計画したとおりの予定になっています。

○田村委員長 そのほかございますか。
眞壁委員。

○眞壁委員 先ほどあったんですけれども、有害鳥獣対策のほうの関係ですけれども、これ主にどの

ような使い方になるのかお伺いします。

○田村委員長 課長。

○室井農林整備課長 こちらにつきましては鹿、イノシシを獲ったときの1頭当たりの上乗せ2,000円分になっております。

○田村委員長 眞壁委員。

○眞壁委員 そうすると、鹿、イノシシがかなり多く出ているというような状況の中で、今回この予算でやっていくというような考え方でよろしいんですか。

○田村委員長 課長。

○室井農林整備課長 上乗せ分についてはそういう考えでおります。

○田村委員長 眞壁委員。

○眞壁委員 ほかに多分たくさん出ていて、有害が出ているかなと思っているんですけども、そのようなときに今回この補正は県から出たというような形で、補正予算がかかっているんですが、当初予算的に有害対策がしっかりできているのかと言われると、どうなのかなというイメージがあったんで、その辺当初予算的にも今回補正予算もかかっているんですけども、費用としては十分にあるのかどうか、ちょっと確認させてください。

○田村委員長 課長。

○室井農林整備課長 当初予算で十分な確保をしていたところに、なおかつ県のほうで上乗せ分がついたという形です。

○田村委員長 眞壁委員。

○眞壁委員 そうすると、今の状況の中では、この辺の予算があれば十分だという考えでよろしいんでしょうか。

○田村委員長 課長。

○室井農林整備課長 そのとおりです。

○田村委員長 そのほかにはございますか。

[発言する人なし]

○田村委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点あるいは委員からの意見はございますか。

[発言する人なし]

○田村委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○田村委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

[「なし」と言う人あり]

○田村委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○田村委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

議案第67号 令和3年度那須塩原市一般会計補正予算(第5号)は原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○田村委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第67号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、予算常任委員会(第三分科会)を決算審査特別委員会(第三分科会)に切り替えて審査を行います。

—————◇—————

◎認定第1号の説明、質疑、討論、

採決

○田村委員長 認定第1号 令和2年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といた

します。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

課長。

○室井農林整備課長（認定第1号について説明。）

○田村委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

齊藤委員。

○齊藤委員 204ページの農業振興費の中の交付金、那須塩原市の農業公社への交付金について、ちょっと詳しくお聞かせください。

○田村委員長 答弁を求めます。

課長。

○室井農林整備課長 すみません。農務畜産課分ですか。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 124ページ。大変申し訳ございませんでした。

先ほども補正予算でも聞いたんですけれども、有害鳥獣対策費に関してです。これ昨年度は補正もあったと思うんですけれども、基本的に市としては対策をしていったことで成果が上がったのかどうかというものを改めてお伺いしたいと思えます。

○田村委員長 課長。

○室井農林整備課長 対策のほうは強化しておりますが、依然有害鳥獣として、特に鹿、猿が増えておる状況で、イノシシにつきましては豚熱の関係でかなり減少して、今年もほとんど捕れていない状況です。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 補正とはまた違うんですけれども、単価によって狩猟をやる方々からは、値段的にも昨年度は全然不満もなく終わったという認識でよろしいですか。

○田村委員長 課長。

○室井農林整備課長 昨年度につきまして、単価等の不満というのは聞いておりません。

○田村委員長 そのほかございますか。副委員長。

○益子副委員長 それでは358ページ。

11款災害復旧費、1項1目農林水産業施設災害復旧費についてお伺いいたします。

その中で、災害がそれぞれ起きていて、施設それぞれ整備されていると思うんですが、この災害の復旧、災害自体は起きてしまっただろうしなくて、直接的なものは復旧するに当たっては仕方ないと思うんですが、これらが発生している、何て言いますかね、ちょっと難しいんですが、それぞれの費用が結構かさんでいってると思うんですが、それらに対して市はどのように考えているのかお伺いいたします。

○田村委員長 課長。

○室井農林整備課長 費用がかさんでいるんじゃないかという質問なんですけれども、自分たちが想定している以上に大雨等の頻度が増えている中なので、これからは費用が増えていくということしか今のところは考えておりません。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 そうですよ。なかなか災害などで、起きてからの対応になってしまうので難しいところだと思うんですが、今課長のお答えの中にも、なかなか難しいような答弁が含まれているのかなと思ったんですが、今後、やはりその災害が大規模化して、私一般質問にも取り上げたと思うんですが、そういった中で費用がかさんでいってしまっただけで、市のほうの部分の財源的なものが今後にもかさんでいってしまうと、やはりどうしても必要に応じて使っていきたい部分なんかに使えない部分が出てきたりしてしまうので、その際においては、やはりこの部分をどのように考えている

かというのが重要になってくるかと思うんですが、
考案的なものを今後というのか、仕方ないという
んじゃないかと、それをどのように生かしていくの
かという部分でお伺いしたいと思うんですが、い
かがでしょうか。

すみません。言い方というか、ちょっと問い方
を変えます。

これについて、これらを踏まえてどのように生
かしていくのかということをお願いいたします。

○田村委員長 課長。

○室井農林整備課長 今回の質問につきましては、こ
れから市が災害発生の起きやすい施設をどのよう
に考えているかという質問だと思いますので、で
きるだけ、老朽化している施設等についてはどの
ような方法があるか、補助なり何なりで直せるの
かというふうな検討をして、少しでも災害に強い
施設に改修できればと思いますけれども、今のと
ころまだそこまでのほうを生かすほうには至って
おりません。

以上です。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 現段階ではなかなか難しいんだと
思うんですが、質問の中でもちょっと取り上げた
と思うんですが、こういった大規模災害に備えて、
そのような対策を取っていくような考えはないか
お伺いいたします。

○田村委員長 課長。

○室井農林整備課長 対策につきましては、今後ど
のような形でやれるかについては検討していく必
要があると思いますけれども、今の時点ではまだ
どのような形かというのは決まっておられません。

以上です。

○田村委員長 ほかに質疑はございますか。

[発言する人なし]

○田村委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入

ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はござ
いますか。

[発言する人なし]

○田村委員長 ないようですので、議員間討議及び
質疑を終了したいと思います。異議ございませ
んか。

[「異議なし」と言う人あり]

○田村委員長 異議がないものと認め、質疑を終
了いたします。

討論はございますか。

[「なし」と言う人あり]

○田村委員長 ないようですので、討論を終結し
たいと思いますが、異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○田村委員長 異議がないものと認め、討論を終
結し、これより採決いたします。

認定第1号 令和2年度那須塩原市一般会計歳
入歳出決算認定については、原案のとおり認定す
べきものとするに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○田村委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については原案のとおり認
定すべきものと決しました。

農林整備課所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午後 1時38分

再開 午後 1時45分

○田村委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いた
します。

—————◇—————

◎商工観光課の審査

○田村委員長 ただいまから商工観光課の審査に入ります。

商工観光課の皆さん、お疲れさまです。

商工観光課については、建設経済常任委員会に対する付託案件がありませんので、ここで建設経済常任委員会を予算常任委員会(第三分科会)に切り替えて審査を行います。



◎議案第67号の説明、質疑、討

論、採決

○田村委員長 議案第67号 令和3年度那須塩原市一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

課長。

○高久商工観光課長 (議案第67号について説明。)

○田村委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

齊藤委員。

○齊藤委員 予算執行計画書の12ページの法定外目的税の検討委員会の御説明が先ほどありましたけれども、これどのぐらいのスパンで、12名ということで何回ぐらい話し合っていくのか。あと、市としては多分案を考えていると思うんですけども、そういった市側の案をもんでいただくのか、全くフラットで話し合っていたのかということももし分かればお伺いしたいと思います。

○田村委員長 課長。

○高久商工観光課長 まず、今年度の検討委員会につきましては、議会で御承認いただいた後、10月末ぐらいから速やかに検討を始めたいと思っています。なかなか委員の方に検討していただくこと

というのが多々ございますので、月に1回ぐらいのペースで委員の皆さんと審議をさせていただきたいということで考えております。

その審議内容につきましては、当然いろんな施工日であり、人であり、もろもろのものを委員の皆様と協議して決めたいと思うところがございますが、一度事務局の案というものをくり上げて、それを練っていただいて、たたいていただいて、くり上げたいというふうに考えております。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 これ、昨年度ちょうど入湯税の金額を変えて条例改正しました。その辺も含めて、要は使い道と、あと条例改正してまた入湯税が据置きになるか、上げるか。そういったものを全部ひっくめて検討してもらおうということでよろしいでしょうか。

○田村委員長 課長。

○高久商工観光課長 検討内容につきましては、当初入湯税を上げて新しい税、感染に特化した税という形で一度話をした経緯はございますが、コロナワクチンのこの接種状況で、なかなかそのPCR検査の問題であったり、感染対策であったりと日々変化していく中で、将来的な宿泊税的な要素の法定外目的税というものの、財源等を検討していきたいというふうに考えております。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 了解いたしました。

あともう一つ、11ページの産業団地の造成の繰出金の減額のほうなんですけれども、この後、認定の9号でしたか、そちらもあるからどちらで聞いていいのか分からないんですけども、この4件が売れた時点でその繰上げの償還をしている理由をお伺いしたいんですけども。

○田村委員長 課長。

○高久商工観光課長 利息等の関係もありまして、当初から借りて売れたら償還をしていって、利子分が少しでも有利になるような形ということで検討しておりましたので、売ったらすぐ戻すという形で進めさせていただきました。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 認定9号のほうかどうか分からなくて聞いちゃっているんですけども、今の決定事項に関しては、償還してもマイナスにならない、要は繰上償還して多少ペナルティーがあったとしても、払い続けるよりはリスクが少ないということでの判断ということでもいいんですか。

○田村委員長 課長。

○高久商工観光課長 そうです。シミュレーションをした結果、こういう形になったというところがございます。

○田村委員長 そのほかにもございますか。
堤委員。

○堤委員 歳出の12ページの先ほどの観光振興費の件で、法定外目的税の検討というお話なんですけれども、観光振興費で使うような範囲と、それから法定外目的税の規模がどのぐらいのものを想定されているのか、分かりましたらお願いします。

○田村委員長 課長。

○高久商工観光課長 これから詳細については委員の皆様と協議をしたいと思っております。これまで議論をしていた中で、入湯税の用途とこういった形での法定外目的税の用途と明確な違い等々現場の御意見というのを多々賜っております。観光資源に特化したものということの中で、環境保全にもつなげられますし、そういったもろもろの用途については、まず委員の皆様と協議をしていきたいというふうに考えております。

その用途が決まって、じゃ、幾ら特別徴収税を

お預かりいただくのかという額の問題もあるんですが、当然旅館、あるいは宿泊事業者様のお考えとかもあるんで、その辺の額等についても、その辺は全てゼロベース、案はお示しするんですけども、ゼロベースの中で検討して、規模とかも決まっていく、そんな想定をしております。

○田村委員長 そのほかにもございますか。

[発言する人なし]

○田村委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

[「なし」と言う人あり]

○田村委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○田村委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

[「なし」と言う人あり]

○田村委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○田村委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

議案第67号 令和3年度那須塩原市一般会計補正予算(第5号)は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○田村委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第67号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

◎議案第73号の説明、質疑、討

論、採決

○田村委員長 続きまして、議案第73号 令和3年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。課長。

○高久商工観光課長 (議案第73号について説明。)

○田村委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

齊藤委員。

○齊藤委員 すみません。こっちでもう一回聞いておいていいでしょうか。議事録の関係もあるので。

先ほども聞いたんですが、繰上償還のタイミングに関しては、このタイミングでいいということによろしいでしょうか。

○田村委員長 課長。

○高久商工観光課長 シミュレーションをした結果、このタイミングでさせていただくという結論に達して、今回出させていただいたところでございます。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 今後なんですけれども、今回はこの予算ということで、また売れるたびにこういうふうな償還についてはシミュレーションしてやってくという考えでよろしいんでしょうか。

○田村委員長 課長。

○高久商工観光課長 委員おっしゃるとおり、それぞれシミュレーションをして、成果があるという形で、売れた段階で戻すという形で検討を進めて戻していくというふうに考えております。

○田村委員長 ほかにはございますか。

[発言する人なし]

○田村委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入

ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

[「なし」と言う人あり]

○田村委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。意義ございますか。

[「異議なし」と言う人あり]

○田村委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

[「なし」と言う人あり]

○田村委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○田村委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第73号 令和3年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○田村委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第73号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

◎認定第1号の説明、質疑、討論、

採決

○田村委員長 続きまして、予算常任委員会(第三分科会)を決算審査特別委員会(第三分科会)に切り替えて審査を行います。

認定第1号 令和2年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

課長。

○高久商工観光課長（認定第1号について説明。）

○田村委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありますか。

堤委員。

○堤委員 観光誘客促進事業、あるいは観光振興費、それぞれ236ページ、237ページに記載がございましたが、これについて結構なお金を使っていることと思いますが、効果といたしますか、どのように変化があったかということをお聞きしたいと思います。

○田村委員長 課長。

○高久商工観光課長 観光誘客等の関係につきましては、正直言って昨年度につきましては、コロナ対策を優先して実施したということが事実でございます。こちらの補助金等については、観光局と一緒にこうやっていく形になるんですが、実際の観光局と去年実施した事業というのは、リフレッシュキャンペーンを一緒にやったりとか、感染対策をやったり、また、その中でも、感染下の中でも、ガストロノミーをさせていただいたりとかというような、そういうのは、できる期間のときにやっていったというようなところで、今までどおりのような観光誘客事業というのは、正直、昨年度はちょっとできなかったというところでございます。

コロナの感染、ワクチンが接種が進んで、早くこの誘客事業、東京と首都圏に行ったりとか、いろんな周知できればというふうに望んでいるところでございます。

○田村委員長 堤委員。

○堤委員 こういう観光で、新型コロナの関係で、今、観光事業が大分打撃は受けているかと思うん

ですけれども、その中でいろいろ対策を打っていただいておりますが、この実際の温泉旅館の中で、どのような、今の現状として反応があった、もっと予算使ってくれとか、何かそういう御意見とか、ございませんですかね。

○田村委員長 課長。

○高久商工観光課長 まず、一番最初、6月に行ったりリフレッシュキャンペーンの関係なんですけど、このリフレッシュキャンペーンを実施するに当たって、まず、受け入れられる側の旅館さん側に、感染対策をしっかりといただいた中でお客様を迎えたいと、そんな御説明をした中で、その先ほどの交付金とかというお話をしたところなんですけど、市のほうで独自に、ちょっと簡単なんですけれども、当初、昨年度の中では、パーティションとかソーシャルディスタンスとか、ちょっと聞きなれないというのが事実、去年は当然あったところなんですけれども、そのマニュアルに沿って、まず受入れ側は安心安全を徹底する、そして受け入れるというような、協力関係というか、一緒にやらせていただいたというような思いもござい

ただ、昨年、今年度と、これだけコロナの状況、厳しい状況というか長引くと、宿泊事業者に限らず、各事業者の皆様方にも大きな負担というのが、今のしかかっていると思いますので、また交付金等を活用して、ちょっといろんな事業をやらせていただきたいなというふうに思っています。

○田村委員長 ほかにございますか。

齊藤委員。

○齊藤委員 233ページの企業誘致事業費の説明ありました。

先ほどの補助金4件の内容なんですけれども、改めて、この件数4件と1件に関して、ある程度の詳細が分かれば教えてください。

○田村委員長 企業立地係長。

○上野企業立地係長 それでは、私のほうから、企業立地促進奨励金の御説明をさせていただきたいと思えます。

今回、4件、企業立地促進奨励金申請を受けてございまして、4件のうち1件は那須塩原市に新規で立地いただいた企業様になります。残り3件につきましては、既に立地いただいている企業様で、増設、設備投資をやっていた、その部分の固定資産税相当額、こちらを交付金として交付したものでございます。

以上です。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 市がこのサービスを考えて、提示して、そういった設備投資を促せたと、こういうふうがいい効果であったと思っているかどうか、確認したいと思えます。

○田村委員長 課長。

○高久商工観光課長 そうですね、コロナ禍の中で、いろんな準備をされたり、いろんな今後の経営戦略とか考えていらっしゃる企業が多くいらっしゃるという中で、この補助金、奨励金が少しでもお役に立てられて、前年度と比較して数が伸びたというのは、効果があったものというふうに思っております。

○田村委員長 そのほか、ございますか。

眞壁委員。

○眞壁委員 商工観光、非常に厳しい状況だったろうと思うんですけども、今回、いろんなコロナ対策やっけていまして、これ、全体的な話で、市として、この補助なりいろんな手助けをしたところで、どういう状況という形を、どんな状況かというのを、少しお聞きしたいんですけども。

○田村委員長 課長。

○高久商工観光課長 交付金等を活用させていただ

いて、考えられ、そして速やかにできるものは、昨年度実施したつもりでおります。

その中で、できれば市内の企業様の、倒産とかしないいただきたい、あとは宿泊事業者も、前みたいな潤いを持っていただきたいという思いで事業はやらせていただいているんですが、その効果というのが、まだ、今もコロナ禍というところもあって、正直、まだ検証し切れていないのかな、やったことが全てプラスになってくれていたらいいなという、ちょっと感想的なものなんですけれども、実の数字とかというのは、ちょっとまだ把握していない状況でございます。＃

○田村委員長 眞壁委員。

○眞壁委員 なかなか難しいと思うんですが、倒産とか廃業とか、ちょっとその辺の状況というのを把握されていれば、ちょっとお伺いしたいんですけども。

○田村委員長 課長。

○高久商工観光課長 専門紙の商工業リサーチとか、あとは商工会のほうにお話をお聞きしたりとかという形でしているところなんです、そのような調査の中では、まだ際立って倒産とか、多く傾いていないなというような感想を持っています。

ちょっと限られた情報の中での判断という形になります、そう考えております。

○田村委員長 眞壁委員。

○眞壁委員 なかなか、その状況というのは、把握するの難しいと思えますので、まだまだこれから、どういう状況になるか分からないので、ぜひ頑張ってくださいな。

以上です。

○田村委員長 ほかにございますか。

[発言する人なし]

○田村委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点あるいは委員からの意見はございますか。

〔発言する人なし〕

○田村委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○田村委員長 ないようなので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

認定第1号 令和2年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

—————◇—————

◎認定第7号の説明、質疑、討論、

採決

○田村委員長 続きまして、認定第7号 令和2年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○高久商工観光課長 (認定第7号について説明。)

○田村委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありますか。

〔発言する人なし〕

○田村委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点あるいは委員からの意見はございますか。

〔発言する人なし〕

○田村委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔発言する人なし〕

○田村委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

認定第7号 令和2年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第7号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

商工観光課所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午後 2時31分

再開 午後 2時49分

○田村委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

—————◇—————

◎農業委員会事務局の審査

○田村委員長 ただいまから農業委員会事務局の審査に入ります。

農業委員会事務局の皆さん、お疲れさまです。
初めに、事務局長から御挨拶をお願いします。
事務局長。

○田代農業委員会事務局長（挨拶。）

○田村委員長 農業委員会事務局については、建設経済常任委員会に対する付託案件がありませんので、ここで建設経済常任委員会を決算審査特別委員会（第三分科会）に切り替えて審査を行います。

—————◇—————

◎認定第1号の説明、質疑、討論、採決

○田村委員長 認定第1号 令和2年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔をお願いします。
事務局長。

○田代農業委員会事務局長（認定第1号について説明。）

○田村委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。
齊藤委員。

○齊藤委員 203ページの農業者年金業務費の報償金、農業者年金加入推進活動謝礼と、こちら、ち

よっと内容を教えていただいでよろしいでしょうか。

○田村委員長 局長補佐。

○村松農業委員会事務局長補佐 農業者年金の加入推進活動の謝礼でございますが、内訳としましては、推進活動に対する謝礼と、そもそも謝礼の対象者は農業委員と農地利用最適化推進委員の年金の普及活動に対する謝礼になりますが、内訳としまして、推進活動に対するものが15人に支払っています。単価が3,000円掛ける15人で4万5,000円。

もう一つ、加入推進活動の結果、めでたく加入の申込みまで至ったものにつきまして、それとは別に加入実績に対するものの報酬を支払うことになっておりますが、それが3件の4件、1件当たりの単価が5,000円ということで、合計で6万5,000円の支出になってございます。

以上です。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 この事業に関しては、間違いなく、この農業者の生活というか仕事を、自分たちでやってきた中のお仕事をお辞めになった後とかのために必要なものということで理解はしているんですけども、加入を勧めることの必要性とかは、事務局等でも抱えていながら普及をお願いしている、それとも、その活動に対して、ただサポートをしている、どちらのほうで、この事務局的な仕事はしているのか、お伺いしたいんですけども。

加入を、もう促進するようなイメージなのかどうか、お伺いしたいと思います。

○田村委員長 事務局長。

○田代農業委員会事務局長 農業委員会事務局としましては、こちらの農業者年金のほうを加入促進ということでバックアップ、もちろんその問合せがあれば、こちらで直接の事務も行っておりますし、加入をしてくださいというようなスタン

スでございます。

ただ、実際に加入の促進の運動をするのは農業委員ということで、直接的な活動に対する謝礼というのがこちらに出ているようなものということになります。

○田村委員長 ほかに質疑はございますか。
副委員長。

○益子副委員長 それでは、202ページ、6款農林水産業費の1項1目農業委員会費、こちらの中の農業委員会運営費1001事業についてお伺いいたします。

冒頭の局長の御挨拶の中にも、コロナ禍のために活動が少なくなったというようなお話がありましたが、今の御説明の中にも、この活動が、コロナの影響のため少なくなったということで、延べ人数なども載っております。

また、農地法の3条、4条、5条それぞれの許可の実績、載っておりますが、活動が少なくなった中で、農業者とか申請者に対して不便な点、影響を受けた点などはあったのでしょうか。お伺いいたします。

○田村委員長 事務局長。

○田代農業委員会事務局長 コロナ禍における活動において、申請者に対する不便等がなかったかということですが、当然、そういったことのないよう、私ども、取り計らいました委員さんも同様でございます。

ただ、議会活動も同様かと思うんですが、私ども農業委員の総会は、過半数の委員をもって成立というようなこともありますので、出席人数を減らす、またはその会議の中身を勘案して、書面で済むものは書面とする、または先ほど同様に、やむを得ない場合は中止をする、そういった形での活動の減ということでございますので、重ねて申し上げますが、市民の方、申請者の方に御不便を

かけるようなことはなかったと考えております。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 了解いたしました。

農業委員会の局長をはじめ、皆様のいろいろ配慮もあった中で、推進されていたのかなと思って、改めてお礼を申し上げます。

もう1点お伺いいたします。

隣の次ページ、203ページになります。

6款農林水産業費、1項1目農業委員会費の中の農業者年金、すみません、その下ですね、国有の農地等管理処分事業費30事業でございます。

その中で、先ほど局長の御説明の中に、国からの配分が増になったというようなお話ございましたが、その国からの配分が増になった理由をお伺いいたします。

○田村委員長 事務局長。

○田代農業委員会事務局長 実際には、県のほうから配分を頂いている、先ほどの歳入で言えば、32ページの国有農地等管理処分事業事務取扱交付金というところでございまして、これが前年度に比べると7,000円多く配分といたしますか、交付をされたということでございます。

実際に、なぜ7,000円多かったのかというような理由は、私どもに示されておりませんが、恐らくは県内の配分の中で、昨年度より、県の中、内部の調整というところで多く配分がなったというふうに理解をしています。

○田村委員長 そのほか、ございますか。

[発言する人なし]

○田村委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点あるいは委員からの意見はございますか。

[発言する人なし]

○田村委員長 ないようですので、議員間討議及び

質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔発言する人なし〕

○田村委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

認定第1号 令和2年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

農業委員会事務局所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午後 3時03分

再開 午後 3時05分

○田村委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◇

◎散会の宣告

○田村委員長 以上で本日の委員会を散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 3時07分

建設経済常任委員会／予算常任委員会及び決算審査特別委員会(第三分科会)

令和3年9月15日(水曜日)午前10時00分開会

出席委員(7名)

委員長	田村正宏	副委員長	益子丈弘
委員	堤正明	委員	齊藤誠之
委員	平山武	委員	松田寛人
委員	眞壁俊郎		

欠席委員(1名)

委員 室井孝幸

紹介議員(なし)

説明のための出席者

建設部長	関孝男	都市計画課長	鈴木隆行
都市計画課長 補佐	波多腰治	都市計画係長	江面史彦
開発指導係長	星野卓央	都市整備課長	増子芳典
都市整備課長 補佐兼 都市整備係長	伊藤好美	空き家対策 係長	遅沢友則
建築係長	鈴木美津治	道路課長	君島隆
道路課長 補佐兼 建設係長	高野茂	管理係長	江面宏信
維持係長兼 河川係長	佐藤康夫	用地係長	浦田謙一
建築指導課長	三輪敦	建築指導課長 補佐兼 指導係長	高久浩二
審査係長	千田晃司		

出席議会事務局職員

書記 室井理恵

議事日程

1. 開 会

2. 審査事項

〔建設部〕

- ・建設部長挨拶

〔都市計画課〕

決算審査特別委員会（第三分科会）

- ・認定第 1 号 令和 2 年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

〔都市整備課〕

予算常任委員会（第三分科会）

- ・議案第 6 7 号 令和 3 年度那須塩原市一般会計予算（第 5 号）

決算審査特別委員会（第三分科会）

- ・認定第 1 号 令和 2 年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

〔道路課〕

予算常任委員会（第三分科会）

- ・議案第 6 7 号 令和 3 年度那須塩原市一般会計予算（第 5 号）

決算審査特別委員会（第三分科会）

- ・認定第 1 号 令和 2 年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

〔建築指導課〕

決算審査特別委員会（第三分科会）

- ・認定第 1 号 令和 2 年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

3. その他

4. 閉 会

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○田村委員長 皆さん、おはようございます。

散会前に引き続き建設経済常任委員会を再開いたします。

室井委員より本日欠席する旨の届出がありました。

ただいまの出席委員は7名でございます。

この後は着座にて失礼させていただきます。



◎建設部の審査

○田村委員長 これより建設部の審査に入ります。

初めに、建設部長から御挨拶をお願いします。
部長。

○関建設部長 (挨拶。)

○田村委員長 ありがとうございます。



◎都市計画課の審査

○田村委員長 ただいまから都市計画課の審査に入ります。

都市計画課の皆さん、お疲れさまです。



◎認定第1号の説明、質疑、討論、

採決

○田村委員長 都市計画課については、建設経済常任委員会に対する付託案件がありませんので、ここで建設経済常任委員会を決算審査特別委員会(第三分科会)に切り替えて審査を行います。

認定第1号 令和2年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。
課長。

○鈴木都市計画課長 認定第1号について説明。

○田村委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

齊藤委員。

○齊藤委員 都市計画総務費の先ほど説明があった分譲地ですね。説明では7区画売れたという話だったんですけども、残り何区画残っているのかというのをまずお伺いいたします。

○田村委員長 課長。

○鈴木都市計画課長 分譲地の残り数でございますが、関谷地区の分譲地が残り15区画残っております。あと那須塩原駅西口地区ですね。こちらは今年度1区画売れましたので、残り3区画です。西那須野地区は全て完売となっております。

以上でございます。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 その委託料の中の草刈りの草の処分なんですけれども、分譲地なので見に行ったときに草が生えていると見栄えが悪いというイメージがありますけれども、例えばそういうのを仮に出さないで防草シートとか敷こうとかか、そういう話合いというものは持たれているのかどうかというのをちょっと聞きたいんですけども。

○田村委員長 課長。

○鈴木都市計画課長 防草シート等のそういった打合せとかは持っていない状況なんですけど、草については年2回ほどシルバー人材とか、そういった関係団体と契約しまして、草刈りを実施しております。

あと、草のほうも刈りっぱなしにしないで撤出しているということでございます。

以上でございます。

○田村委員長 ほかに質疑はありますか。

堤委員。

○堤委員 歳出の267ページの都市計画総務費の都市計画審議会委員報酬ということで、14人で1回支出をされておりますけれども、これの都市計画審議会の内容をお聞かせ願いたいと思っております。

○田村委員長 課長。

○鈴木都市計画課長 昨年度の都市計画審議会の中身でよろしいですか。

○堤委員 はい。

○鈴木都市計画課長 昨年度の都市計画審議会につきましては、栃木県が決定しております都市計画マスタープランといいます那須塩原都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更ということで、その意見の照会がありましたので、実施したものです。

意見照会の内容につきましては、目標年次が令和2年度までだったものを延伸するというところで令和7年度まで延伸、それとあと変更に伴いまして、人口とか、産業の現状、あと将来の見通しなど、あと県の各種計画に整合するように、新たに追加した項目が都市機能のさらなる集約化、都市防災の強化、新技術の活用、地域コミュニティの維持、そういった部分を追加した変更、その意見を求められた都市計画審議会となっております。

以上でございます。

○田村委員長 堤委員。

○堤委員 14人で1回開かれたということなんですけれども、令和7年度まで毎年開くというような感じかと思うんですけれども、年1回でいいのかどうかというのがちょっとよく分からないところなんですけれども、その辺はどういうふうなことで1回になっているんですか。

○田村委員長 課長。

○鈴木都市計画課長 都市計画審議会は、そういった意見照会とかあった場合に開くもので、全然ない年もあります。ない年もありますが、2回とか、そういった場合もございます。案件によって諮問されるという、そういったことで開くものです。

○田村委員長 ほかにございますか。

副委員長。

○益子副委員長 269ページ、8款土木費、4項1目都市計画総務費の中の開発帰属施設管理費40事業についてお伺いいたします。

その中で、委託料の課長の御説明の中に開発行為の帰属したこと、それは完了されている業務ということだったんですが、それぞれどのような6か所と2か所と2か所ということで、立ち木の伐採ですとか、しゅんせつの話があったんですが、具体的な内容をお伺いしてよろしいでしょうか。

○田村委員長 課長。

○鈴木都市計画課長 6か所の内容ということで、まずは雨水浸透槽の立ち木の伐採業務ということで、西那須野地区が3か所ほど立ち木の伐採等しております。あと黒磯地区がやはり3か所ですね。いずれも立ち木の伐採ですが、あと規模等によって金額等も違いますので、一番安かった支出が1か所8万9,000円ほどですが、高いのは44万円ほどかかっております。これは木がちょっと大きくなったりとか、そういったもので違ってきます。

以上です。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 残りが草刈り業務としゅんせつのほうの2か所も併せてお願いします。

○田村委員長 課長。

○鈴木都市計画課長 草刈り業務につきましては、開発帰属の緑地ですね。その草刈り業務となっております。場所が西那須野地区石林と高柳、石

林につきましては乃木神社の公園の後ろの分譲地ですね、あそこに緑地がありますので、その草刈りと、あと高柳につきましては運動公園の南側の分譲地になります。

あと、雨水浸透槽のしゅんせつ業務というのがプラス2か所ございます。こちらは東原地区が1か所、槻沢地内が1か所ということで、土砂等が雨水によって堆積しますので、それを除去するという業務になっております。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 そうしますと、それぞれ帰属ということなんで、そもそも多分民有地というか、私有地というか、そのようなものをちょっと見られないで、市のほうに提供しますから管理をお願いしますというような感じだったと思うんですが、そういった中で今後感触として、市民のそれぞれに関わった中でそれぞれの地域に応じて、1か所とかじゃなくて、西那須野ですとか、黒磯地区と、それぞれの地域で今伺った中だとあると思うんですが、市内全域に今後そういったものが増えてくるような見通しなんでしょうか。そのように市のほうでは認識しているんでしょうか、どのようなお考えかお伺いいたします。

○田村委員長 課長。

○鈴木都市計画課長 この帰属施設というのは、開発行為によって造られた分譲地の部分で、公共的な部分は市に帰属という形で見ている部分です。ですので、これから開発で分譲地とかの造成があれば、当然雨水調整池とか、中を通っている市道については市道認定して、帰属していただく、そういった部分で今後も増えていくものと考えています。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 今課長のほうからお答えいただきました。そうすると、開発に応じて今後も増えて

いくだろうというような見通しだということで、その開発することは、それぞれ地区住民が増えたり、いろいろな意味で市のほうの開発が行われたり、そういう地域が管理につながってくると思うんですが、そういった中で例えば宅地を分譲された方とか、そういったものとの事前打合せで、今度こういうところが開発されていきますとか、それとも突発的に開発して、市のほうにそういう話が来て、管理をお願いしますという感じなのか、どういった対応なのか、ちょっとそこら辺のこともお伺いできますか。

○田村委員長 課長。

○鈴木都市計画課長 当然分譲地の開発ですと、開発の申請が出る前にいろいろ調査とか、そういった業者さんのほうで入れますので、そういったときにある程度お伺いして、市のほうでそれを許可するにはどうしたらいいとか、そういった部分のもちろん下調べとかもしております。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 そうしますと、開発の行為が行われる事前に、その周りも含めて業者なりと綿密にちょっと事前に打合せをされてきて、そういった中で計画されているものというような認識でよろしいでしょうか。

○田村委員長 課長。

○鈴木都市計画課長 そのとおりです。

○益子副委員長 了解いたしました。

○田村委員長 ほかに質疑はございますか。

松田委員。

○松田委員 歳入のほうの14款手数料、都市計画手数料の優良宅地造成認定の2件というのは、どの辺りなんですか。2件というのは優良宅地造成の認定というのは、都市計画の中で管理するんですか。

○田村委員長 星野開発指導係長。

○**星野開発指導係長** こちらについては1,000㎡から3,000㎡未満の土地になるんですけれども、開発許可ではなくて、事前指導要綱というところで、開発に準じた指導を行いまして、そういった土地の造成をしたところなんですけれども、そういった土地のところでもちょっとすみません、場所はすぐ出なくて申し訳ないんですけれども、そういったところを市の認定を行いまして、特別措置法で譲渡も部分的な二重化を防ぐといえますか、そういったところでの税制の軽減、そういったところの認定をしていくという、そんな制度です。

ごめんなさい。分譲地の2件です。

○**田村委員長** 具体的な場所。

○**鈴木都市計画課長** 場所のほうの手元の資料がないものですから。

○**田村委員長** 松田委員。

○**松田委員** 3,000㎡以下の宅地造成ということで、税の措置に関しては率でいうと何%ぐらい、その仕組みがちょっとよく分からないんですけれども、どういう仕組みなんですか。後で教えてください。

○**田村委員長** ほかに質疑はございますか。

堤委員。

○**堤委員** 分譲地の残が関谷は15区画ですか、残っているということなんですけれども、これはずっと結構はけていない状況だと。今回1年間1区画だけ売れたんですけれども、今後どういうふうにして、この分譲地を販売していくかというのをお聞かせください。

○**田村委員長** 課長。

○**鈴木都市計画課長** 関谷地区の分譲地が今15区画残っておりますので、今後どのように売っていくかということだと思っておりますけれども、今現在の方法としましては、関谷の道の駅にそういった案内看板を設置しております。また、土地建物取引業協会、あと全日本不動産協会、そちらと平成23

年に媒介の契約を結んでいます。今後は、関谷地区の区画整理地内は立地適正化の居住誘導区域にもなっておりますので、販売価格とか、そういった何か優遇的な魅力あるような制度をつくりまして、なるべくみんながいいなと思えるような制度をつくって販売していきたいと考えています。

○**田村委員長** 堤委員。

○**堤委員** 開発したときの区画の単価、坪単価ですね、それと今実際に1区画分譲をされたということなんですけれども、今の坪単価で差があるかと思うんですけれども、結局全体的に土地価格は下がっていますので、分譲を促進するためには、分譲価格を幾らに設定するかというのが結構重要な要素だと思うんですけれども、その辺についてはどういうふうに考えていますか。

○**田村委員長** 課長。

○**鈴木都市計画課長** 現在の関谷地区の坪単価なんですが、4万8,000円から7万円、その間で場所によっては違ってきます。那須塩原駅の西口なんかでいいますと、9万9,000円から11万6,000円、こちらは確かに便もいいために倍ぐらいにはなっていると思うんですが、この坪単価自体はやはりその近隣等と合わせたような今単価になっている。今後購入費の立地適正化の政策に併せて坪単価という部分、購入費の補助とか、そういった部分は検討していきたいなと思っております。

○**田村委員長** ほかにありますか。

〔発言する人なし〕

○**田村委員長** 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点あるいは委員からの意見はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**田村委員長** ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございません。

んか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○田村委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

認定第1号 令和2年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

都市計画課の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時32分

○田村委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◎都市整備課の審査

○田村委員長 ただいまから都市整備課の審査に入ります。

都市整備課の皆さん、お疲れさまです。

◎議案第67号の説明、質疑、討論、採決

○田村委員長 都市整備課については、建設経済常任委員会に対する付託案件がありませんので、ここで建設経済常任委員会を予算常任委員会（第三分科会）に切り替えて審査を行います。

議案第67号 令和3年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。課長。

○増子都市整備課長 議案第67号について説明。

○田村委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。
齊藤委員。

○齊藤委員 今回、これ6月の議会で質問とかあるいは執行部のほうから情報提供があったと思うんですけども、このスピードが速い展開ということで、この時期にこれを上げてきた理由というのはなぜですかというのをちょっとお聞きしたいんですけども。

○田村委員長 課長。

○増子都市整備課長 9月補正予算で上げた理由ということですが、これについては今、齊藤委員からもございましたが、単に議会という形で申し上げますと、5月19日の全員協議会にてこの路線の整備についての概要を説明したところでございます。

これについては、そのときの説明とちょっとかぶってくるころではございますが、県の大田原土木事務所も含め大田原、那須町及び当市ですね。那須地域の3市町将来道路網検討会という組織を立ち上げまして、これに基づいて県をはじめ大田原、プラスうち、当市の役割分担を決めて、今後

は進めていくというようなところで意思決定がなされました。

その結果として、この路線についてはもともと都市計画道路としているので、整備していく道路という位置づけがあったこと。加えて、今後、那須塩原駅、新庁舎建設も含めた広範な中での那須塩原駅まちづくりに寄与することというところがございまして、当初予算にはこれに関わる事業の予算はなかったわけですけれども、そういったところで市長の方針決定もなされたということで、追加ではございますが、この予算を要求して、今後の整備を進めると、そういった形になった次第でございます。

以上です。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 説明ありがとうございます。

ということは、あれだけ意思決定をされたということで、優先順位が上がったという解釈でよろしいですか。

○田村委員長 課長。

○増子都市整備課長 優先順位というと、なかなかちょっと申しづらいところもありますが、何に対しての優先かといったら、いろいろ判断の基準もありますけれども、やはりこの路線は繰り返になります。結果として完成すれば、那須塩原駅から大田原まで結ぶ本当のエリアの幹線道路となり得ること。最終的な形とすれば、今度、北側に向かっていきますと、今県のほうで整備をやっていただいております332の那須北線ともぶつかる道路であることということで、全体的な周遊となるべき道路であるというようなところから、そういう意味での優先度は高いといえますか、極めて整備効果が高いというような判断をしているところでございます。

以上です。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 説明は分かって、昔と態度が180度変わったぐらいのスピードということで、今補正予算書のほうも課長のほうで説明していただいたとおり、これ一財、全て単費でやっているところなんですね。そうすると、街路整備費という名目でやっているところなんですね。街路整備費という名目で調査で上げているというのと、あと普通であると市単独道路整備費というのも一財で使っていると思うんですけれども、この街路整備費で計上してきた理由というものはやはり何かあるんでしょうか。

○田村委員長 課長。

○増子都市整備課長 まず、この路線は都市計画街路として決定されているというのが大きな理由でございます。あとは財源のこともちょっとありましたが、財源については、行く行く工事等が始まれば、まだ具体的にあれですけれども、数年先から国庫補助も導入してというようなもくろみしております。ただ、最初の基本的な測量関係まではまだ国庫補助の対象とはならないというのがあるものですから、いわゆる単独事業として対応したい、そういうようなもくろみでございます。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 予算にはちょっと触れるかどうかあれなんですけれども、今後も国庫補助がもらえるまでの整備には、まだ投資が、足が出そうな感じでしょうか、この先になっちゃって。

○田村委員長 課長。

○増子都市整備課長 今後の予定というところにも少し絡んでこようかと思いますが、まず今回の補正予算の中でも仕事としては先ほど説明いたしました。まず道路線形を確定したいというところで、次の作業として、当然その後は地元の説明というプロセスは踏んでいきますけれども、そうい

った中、その後、道路の土質調査ですね。地下の状態等を踏まえます。それを踏まえて予備設計という段階になりますけれども、今のところはここまでが単独事業で対応せざるを得ないと。次のその後のステップ、詳細設計等々に入っていきますが、今のもくろみですと、ここからが国庫補助を導入できるのではないかとというような形で予定しているところでございます。

○齊藤委員 分かりました。

○田村委員長 ほかにございますか。

平山委員。

○平山委員 関連しまして、そうすると時期的には本当に16年過ぎているんですよ、合併して。とっくにできていいわけなんですよ。ですから、急いでいただきたいというのがあって、重点的にどんどん先へ進めていただきたいんです。あと、地元住民のあれが一番、途中で入っていきますよね。この道路をなくしちゃうか、付け替えるとかいろいろなことが出てくるでしょうから、その辺も早めに全て早めに、これが終わってからこれじゃなくて、同時進行で進めていただきたいんですが、よろしく願います。

○田村委員長 意見ということですね。

○平山委員 意見です。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 お二方に絡んでくることなんです、その期間をどのぐらい見込んでいるのかお伺いいたします。

○田村委員長 課長。

○増子都市整備課長 これあくまで今の予定というところになりますが、今年度、補正予算がまず着手、今年度が着手というところから考えますと、当然この後、県との協議、JRとの協議、なおかつ一番南側は国道4号と交差をします、国との協議等々を踏まえますと、今から今年度を初年

度として10年程度はかかるのではないかとというのが今のところでございます。

なお、これらについても今後予備設計、詳細設計を詰める中で、全体、ある程度その時点での事業費等々を踏まえて、現実的には財政計画というところにも関与してきますので、それは当然詰めた上にはなりますが、やはり地元の用地交渉等々から始めると、JRアンダーという大きな工事もあることを踏まえると、またかつ過去の事例、本郷通りをアンダーも行っていますが、それらのことを加味するとやはり10年程度期間は必要ではないかというふうに考えているところでございます。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 課長から御説明いただきました。丁寧に御説明ありがとうございました。そうした中で、10年ぐらい、今後はいろいろ現時点でというような縛りはあった中ですが、そうしますとこの一連の計画、例えば現段階の10年と規定いたしますと、10年の中で今後この道路が完成して、今後の話にはなってしまう部分はあるかと思うんですが、まちでこれから見込んでいく計画になっても、十分完成すれば反映されて、ここは齊藤委員の話にもあったんですけども、本当の意味の幹線道路ということであると、計画的に反映されていくというようなお考えでしょうか。

今後というか、市のほうで計画されていくものに重点的に重きを置かれていくというようなことでよろしいでしょうか。

○田村委員長 課長。

○増子都市整備課長 今副委員長のほうからございましたが、計画というところですが、この補正の整備については、那須塩原地区の未来像のもろもろの計画で今いますけれども、そちらにもこの道路整備というのは記載されておりますので、この図とちょっと先ほどの優先度とも絡んできますが、

必要すべき道路という位置づけはされていますので、結果として整備すれば、いろいろな多面的な効果は間違いなく見込めると。かつ那須塩原駅周辺のまちづくりの中にも間違いなく寄与するものではないかと、そういう点の位置づけがなされていますので、それに向かって我々はいろいろ対応をしていく所存でございます。

○田村委員長 あとありますか。

〔発言する人なし〕

○田村委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点あるいは委員からの意見はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○田村委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○田村委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

議案第67号 令和3年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第67号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

◇

◎認定第1号の説明、質疑、討論、

採決

○田村委員長 続きまして、予算常任委員会（第三分科会）を決算審査特別委員会（第三分科会）に切り替えて審査を行います。

認定第1号 令和2年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。課長。

○増子都市整備課長 （認定第1号について説明。）

○田村委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

堤委員。

○堤委員 歳出の273ページの空き家対策事業費で、元年度と2年度の比較で大分大きな減額が出ているかと思っておりますので、この減額理由をちょっと教えてください。

○田村委員長 課長。

○増子都市整備課長 こちらについては、令和元年度においては、特定空家等の解体工事を実施したことで、元年度の額が大きかったというのが理由でございます。この解体費用に1,000万円強の支出を行いましたので、これら等も含めた差額というようなことになっております。

以上です。

○田村委員長 ほかにございますか。

齊藤委員。

○齊藤委員 今の空き家対策等のところの補助金ですね。特定空家等解体費の15件のほう、条件に満たしているから出していると思うんですけども、改めてどんな内容で申請があったのかというところをお聞きしたいんですけども。

○田村委員長 課長。

○増子都市整備課長 こちらについてはあくまで解体という形の中の補助というところでございます、まずこちらについては申請のほうをいただいて、いわゆる申請主義であるというところで、まずこの物件が我々の定める特定空家と認定されるか否かというのが最初の条件でございます。参考までにこれらについては4項目ございまして、倒壊のおそれがある、衛生上有害、著しく景観を損なっている、周囲の生活環境の保全が図れないの中の1つでも該当すれば認めているところがございます。

こういった中で合計15件ありましたが、こちらについては補助対象経費の2分の1、半分を補助するものというのが仕組みとなっております。

なお、補助といっても、通常補助の上限は50万円に加えまして、立地適正化計画においても居住誘導区域内における物件については上限70万円という形で運用しているところがございます。

以上です。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 すみません。こちら今言ったとおり4つの項目ということなんですけれども、自己申請で出してきた方なのかあるいはそういった不動産関係がそういうのを見越して出してきたのかというの、分かれているのかどうか、お聞きしたいんですけれども。

○田村委員長 課長。

○増子都市整備課長 我々が申請書を受け取るという段階においては、あくまで個人の申請という形になっておりますので、それまでの過程がちょっと個人間でどうなっているかまでは、ちょっと把握はしておりませんので、そこに委員御質問のように、不動産屋さん等々の何らかの関連はあるのか否かについては、ちょっと把握はしていないところでございます。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 すみません。これ単純に上限が50万円ということは、2分の1で計算すると、最高100万円までが出るということだと思わすけれども、この50万円、要は規模的にはケースというのは受け取るときに分かるんですか。何㎡のものを壊すので、ここは上限50万円ですから、50万円とあげていくのに、データは取ってあるんでしょうか。

○田村委員長 課長。

○増子都市整備課長 こちらについてのいわゆる算出の根拠という形になろうかと思わすけれども、相手方から、相手方が願う業者さん等々に見積りをまずいただきます。それを我々が精査いたしまして、特定空家に認定するという行為においては、我々は当然書面だけじゃなく、現場にも行きます。という中で、建坪といいますか、面積とか、大方は判明できますので、我々が現場へ出向いて得た情報と見積りでいただいた結果にそごがないのを確認した上で、当然のことながら対応しております。ですので、時と場合によっては、見積りではこうなっていたが、それは認められないというような事案も幾つかあります。

以上です。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 すみません、くどくて。じゃ、最小の額、例えば壊すのに何万円ぐらいですよとか、そういうのも該当して出しているのかと、ミニマムのほう。

○田村委員長 課長。

○増子都市整備課長 あくまで昨年度だけに該当しますが、補助金の一番小さい額という形で説明したいと思いますが、最小の額が27万5,000円というのが1件ございました。逆にマックスは居住誘導区域の70万円という中で幅がその中でいろいろ

ろあったというのが実情でございます。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 うまく市のサービスを利用して、うまく解体が進んでいるということで確認した。

次いきます。

274から275ページの市営住宅の維持管理ですね。一般質問でも出ていたと思うんですが、古い市営住宅は、今後は募集を停止しているということと、答弁中にはなるべく転居を促しているという説明があったと思うんですが、残念ながら3%の島方団地が1件だけこれ残っている。多分これ7棟から8棟を抱えていて、この1棟のためだけに次の手段ができていないんですけれども、そういった令和2年度は、アプローチはどのぐらいかけたのかというところをもうちょっと確認したいんですけれども。

○田村委員長 課長。

○増子都市整備課長 まず、今委員のほうからありましたが、島方団地の件でちょっと軽く説明したいと思いますが、市政報告書の今日の段階では、3月31日現在というふうなことになっておりますが、実際住んでおられた1件の方には交渉が済んで、移転が整いました。よって、今解体工事を既に発注しておりまして、今現場のほうも解体に向けて準備を進めているというようところがまず島方団地の現状でございます。

その他の案件については、物件等については我々も折を見て移転の交渉は行っているところでございます。しかしながら、やはり相手の都合というのを勘案しないわけにはいきませんので、その辺も含みながら相手の事情、加えてこちら側の事情等々をお互いでちょっと詰めながら進めているところでございますが、なかなか思いのようにはいかないというのが現状でございます。

以上です。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 すみません、長くて。了解いたしました。

じゃ、さっき1個抜けちゃったんですけども、空き家のほうの空き家バンクの利用の実績をちょっと教えてください。

○田村委員長 遅沢空き家対策係長。

○遅沢空き家対策係長 空き家バンクの令和2年度の空き家の登録、物件のほうなんですけれども、空き家登録が4件ということです。ただ、空き家バンクへの持込みはあっても、実際に媒介事業者さんのほうに立会いをしてもらって、登録できる物件かどうかというのを確認してもらいなんですけれども、その際にこの物件は取り扱えないよということで断られてしまう場合があります、でもその物件がそういったことがあるので、実際は4件なんですけれども、もうちょっと申請の数は多くございます。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 そうすると、直していただいて、登録に向かっていただくか、さっき言ったとおり壊していくかみたいなのにしか、出した方の選択肢はないということなんですね。

○田村委員長 遅沢空き家対策係長。

○遅沢空き家対策係長 登録に至らなかった場合なんですけれども、大体が解体補助等が受けられるかというふうなことでいうと、空き家バンクに登録しようというぐらいなので、ある程度、程度がいいということで、特定空家等の認定にチェックしてもなかなか難しいところがありまして、解体補助というふうな形のお話もできないのが現状でございます。なので、所有者様のほうでその紹介した媒介業者のほうが目だったので、別の業者をとというふうなことで、うちのほうでは宅建協会さんのほうの県北支部さんのほう、不動産業者の

ほうに御相談いただけないかというふうなことで御紹介したりだとかというのが今の現状になります。

以上です。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 了解いたしました。

あと、最後になるんですが、272ページの公園維持管理費の貸借料なんですけれども、黒磯公園は毎年度1,000万円地代を払って公園整備をしているということで、確認はさせていただきたいんですけれども、よろしいんでしょうか。去年はこれ計上されていたんですけれども、状況をお伺いいたします。

○田村委員長 課長。

○増子都市整備課長 こちらのいわゆる毎年度計上している予算では間違いございません。

これについても果たしてこれがずっと続く形がいいのかどうかというのは、もちろん内部で検討もありまして、行く行くは買い取るというような案もございます。しかしながら、そういった我々も念頭に置きながら地主さん、相手方とは折衝していくところでございますが、これもいかんせん相手がある話でというところで、予算措置も含めもうちょっと当分の間はこういった形が継続するのかなというふうに思うところでございます。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 僕も見ている感じがすみません、土地の交渉とかはできると思うんですよ。例えば借りるけれども、20年間同じ価格なんですかという話もあると思うんで、そういった話合いをしてきていたのか。それとも毎年度一旦は地主の方と折衝しているようなことをしているのかを確認したいんですけれども。

○田村委員長 課長。

○増子都市整備課長 まず、公園においてはかなり

大きな面積というのがあります。まず地主が複数にわたっている。地主の方なんですけれども、複数いる地主のうち1人だけがオーケーと言っても、ほかの方が駄目なら、結局話をなかなか進めることができないというのが事情としてございます。

そういった中で、まず基本となるのは一番大きな面積を所有されている方の半分はどうかというのがまずキーポイントになるかと思います。そういった方々にはある意味長いお付き合いになっていきますので、時と場合によって気が許せばそういう言葉を情報としては不定期ですが、お話しするようなこともあるんです。

ただ、これはやっぱりある程度の数の面積が承諾を得ないと買取りというところにはちょっと踏み出しづらいところがあるものですから、その辺はちょっと、もう相手方も市のほうのスタンスがそういうような形であるというのはもう承知してもらっております。しかしながら、その後の進め方として、そういった事情を踏まえると、どんな面積に至ったときに、じゃ、買取りを始めるかというのはずっと永久の課題ではないんですけれども、その問題というのは昔から分かっていたことではあります。今もそのところの判断をどこに置くかというのは日々ちょっと模索しているところが現状でございます。

○田村委員長 そのほかにもございますか。

堤委員。

○堤委員 歳出の272ページの公園整備事業費の中の烏ヶ森公園の工事請負費がありますけれども、これは烏ヶ森公園の公園整備は完了したというふうに考えてよろしいんでしょうか。

○田村委員長 課長。

○増子都市整備課長 こちらについては、今、国道4号のほうは国のほうで整備をしていただいているところでございますが、今後も国道4号に関連

する工事等は若干見込まれております。具体的にはまだこれだというふうなのはあれなんですけれども、そういったところの整備すべき事案というのはまだ残っておりますので、国道4号の形状等々がきっちり決まった段階で、うちのほうはそれに合わせて整備を進めるところをもって最終年度になるというふうに考えているところでございます。

○田村委員長 ほかにありますか。

眞壁委員。

○眞壁委員 1点だけ。黒磯駅周辺地区都市再生整備の関係ですけれども、街なみ環境整備事業21件ということなんですけれども、これの内容をちょっと教えてください。

○田村委員長 課長。

○増子都市整備課長 こちらについては、外観の修景というのを対象にしているところでございます。昨年度は件数で言いますと20件あったんですが、特にお店等をやられている方、お店等の物件においてちょっと間口をいわゆる修繕するといいますか、改修するといいますか、その結果として、割とモダンな感じのお店が増えてきたと思っております。いわゆるこれらに対する補助というような形になっております。こちらについてもかなりこれについてはエリアも決まっているということもありますが、地域にかなりこの点は浸透しているようで、おかげをもちまして、補助もある程度有効に使われているという認識もございまして、結果として黒磯駅前が、美的感覚は人それぞれだと思うんですけども、旧態依然とした店の構えよりはちょっとモダンな形には全体的になっているのかと。そういった意味で一定の寄与はしているものと理解しております。

以上です。

○田村委員長 眞壁委員。

○眞壁委員 この補助率とかを伺います。

○田村委員長 課長。

○増子都市整備課長 こちらについては、これも補助対象額の3分の2ですね、これが補助が。こちらが限度としてある。これも当然無条件ではございませんので、手順は先ほどの空き家とは若干は違うんですが、見積り等をいただいて、内容を審査した上で、この上限額を定め、補助金を交付しているというような手順でございます。

○田村委員長 その他ございますか。

副委員長。

○益子副委員長 15ページ、歳入の部分の使用料及び手数料、14款ですね、1項6目土木使用料、その部分の公営住宅使用料についてお伺いいたします。その中で公営住宅使用料過年度分の内容についてお伺いいたします。

○田村委員長 課長。

○増子都市整備課長 こちらについては過年度ということで、適正に支払われなかった家賃等の取入分となっております。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 そうしますと、コロナの関係もあって、なかなか払いたくても払えなかったとか、生活が苦しくて払えなかったという方のことも考えられるんですが、その方々がいらっしたのかどうかも含めてなんですが、対応をどのようにされたのかお伺いします。

○田村委員長 課長。

○増子都市整備課長 まず、日常的な家賃の処理については、第一義的には指定管理者のほうにお願いしている内容でございます。我々からすると、指定管理者からの情報という形になりますけれども、今住んでいる方自体がコロナを理由にちょっと苦しいというようなところ自体は具体的にはちょっと伺ってはおりません。ただ、しかしながら、

一口にコロナと言っても、様々な複合要素があつてのコロナだと思しますので、コロナが主たる理由ではなくても、間接的にコロナの結果、例えばですけれども、仕事に行く日数が減ったとか、そういう方は多分間違いなくいよいかと思しますので、そういったところで結果的に家賃の滞納につながりかねないという方は数の中にはいると思います。

しかしながら、そういった事案の場合は、指定管理者のほうから対応として、ある程度約束の下に多少の融通は持って接しているつもりでありますので、可能な限りは、しかしながら、滞納分がたまってしまうと、より以上事が大きくなってしまいますので、その辺の相手方の実情を踏まえながら、対応は指定管理者のほうから行っているのは間違いございません。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 御説明いただきました。まさに対応は十分そういうところも含めて、実情に合わせて対応されていると思います。

そういった中で、275ページ、8款土木費、5項6目住宅管理費の部分で、先ほど齊藤委員もお話ししていましたが、市営住宅の一覧となっているのですが、その中で各市営団地の中で入居率がそれぞれあつたと思うのですが、こういった中で入居率が高い団地で、例えば古い建物は何件該当するのかお伺いいたします。

○田村委員長 課長。

○増子都市整備課長 入居率が高いところは、平屋でかつ長屋のいわゆる老朽化した住宅というのがございます。基本的にはこちらを我々も解体すべきものというような認識で事務のほうを進めているところでございますが、ちょっと古い、いわゆるそのような団地の数となりますと、ちょっと棟数が資料がなくてあれなんですけれども、団地名

で言いますと、この表の上からになりますけれども、まず上から2番目、若松、次が下厚崎、次、先ほど齊藤委員のところで出ましたが、島方、ここは住んでますね。烏ヶ森も住んでおります。次、南郷屋の以上が今後解体すべき対象の団地、いわゆる平屋があるということになっております。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 そうしますと、今、課長から丁寧に御説明あつたんですが、その中で入居率も高くて、平屋で解体するような検討も含めて考えていると思うんですが、そういった中で、先ほどの冒頭の質疑にも関わってくるんですが、例えばこの住宅というのは我々どうしても住むところというセーフティーネットの部分で大変重要かと思うんですが、そういった観点からも解体するけれども、先ほど齊藤委員の中でも古いところを解体するところは3月31日現在の中で転居なりを促して、見事話もまとまったところもあるようなんですが、転居したくてもできなくて、例えば古いけれども住み続けていて、今後市のほうは、一応当局としては安全性も含めて解体をしなくてはならないなと考える部分は十分理解できるんですが、そういった中で、この住んでいる方の対応というか、この対応的なものとか、住んでいる方への配慮的なものはどのように考えているのかお伺いします。

○田村委員長 課長。

○増子都市整備課長 こちらは住んでいる方のいろいろな交渉の中の話にも当然なるわけなんですけれども、まず、ちょっとお金の話をいたしますと、こちら市営住宅維持管理事業の中のこの一覧表の上に補償金、こちらが1軒に対して17万円ほどこの移転を要する方には支払っております。いわゆる当然のことながら、理由というのは当然我々側の理由で移転を願うというようなところに

なっておりますので、この17万円をもって引っ越し費用なりもろもろの費用の補助としてもらいたいというような内容となっております。それぞれ人によってすぐ引っ越すことができる、できないはいろいろ事情がありますが、この17万円を支払うことが1つの優遇措置と言ったら変ですけども、1つメリットなんです、その反対側によるデメリット的なものとして、例えば今木造の古い住宅というのは、一般的にほぼ家賃がほとんど最低額にセットされているところが多いんです。その方に例えば17万円支払って、隣の中層住宅でもし空いていれば、そこに引っ越しを願うというような形で交渉しても、家賃自体の優遇措置はございません。

ですから、中層住宅に入れば建物の基本的な家賃というのからもろもろの収入等を加味して決定されますので、少なくとも今住んでいるところよりは下がるということはございません。ということは上がるということになりますので、その上がることにに対する相手方のいろいろな不安感というのがなかなか移転の交渉が進まないというふうに我々は理解しているところでございます。

以上です。

○益子副委員長 了解です。

○田村委員長 そのほかにはございますか。

〔発言する人なし〕

○田村委員長 じゃ、質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔発言する人なし〕

○田村委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○田村委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

認定第1号 令和2年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

都市整備課所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午前11時21分

再開 午後 1時00分

○田村委員長 休憩前に引き続き建設経済常任委員会を再開いたします。

—————◇—————

◎道路課の審査

○田村委員長 ただいまから道路課の審査に入ります。

道路課の皆さん、お疲れさまです。

道路課については、建設経済常任委員会に対する付託案件がありませんので、ここで建設経済常任委員会を予算常任委員会第三分科会に切り替え

て審査を行います。

◇

◎議案第67号の説明、質疑、討論、採決

○田村委員長 議案第67号 令和3年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

課長。

○君島道路課長 （議案第67号について説明。）

○田村委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

齊藤委員。

○齊藤委員 すみません、今、最後に説明があった道路橋梁費の西岩崎線のどういった内容で不測の日数がかかってしまったのかというのをもう一度お願いしたいんですけども。

○田村委員長 課長。

○君島道路課長 移転、曳家という形を取んですが、その曳家のやり取りの中で、若干そこで時間がかかってしまいましたので、実際はもう工事自体はやっている最中なんですが、それに入るまでにちょっと時間を要してしましまして、当初は8月ぐらいに入札、その後の工事が発注できればなと思うんですが、ちょっとそこまで時間がかかってしまいましたので、今の考えですと11月に発注して、来年の6月ぐらいまでには工事が終わるといふような形で考えているところでございます。

○田村委員長 あとはございますか。

齊藤委員。

○齊藤委員 予算執行計画書の先ほど説明があった河川等整備事業の勘定原堀水路改修工事の附帯工事の内容についてお伺いします。

○田村委員長 課長。

○君島道路課長 附帯工事の内容につきましては、下水道の取り出し管が4か所と、あとちょっと不特定で、まだちょっと試掘までに至ってないんですが、上水の本管に当たってしまうのではないかと懸念があるものですから、その辺をまだ調整している最中でございます。その2点がちょっと工事として移転するような感じで附帯工事ということで考えているところでございます。

○田村委員長 ほかにございますか。

副委員長。

○益子副委員長 13ページの8款土木費、2項3目道路新設改良費の部分で、社会資本整備総合交付金事業、1001事業についてお伺いいたします。

その中で、工事に伴う補償金ということで、物件移転の補償の部分の御説明があったと思うんですが、その内容についてお伺いいたします。

○田村委員長 係長。

○浦田用地係長 益子副委員長の御質問の工事に伴う補償金の内容についてなんですが、予算執行計画書に載っておりますとおり、物件移転補償、新幹線側道西3号線で500万円減額するものでありますが、こちらにつきましては、現在、地権者との用地交渉を進めているところでございますが、その中で物件調査の単価入替え等実施、また用地交渉の中で、当初見込んでいたよりも補償費が下がる見込みになったものですから、500万円を減額することになったものです。

以上になります。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 そうしますと、今、係長の御説明の中で、まだ用地交渉の中で減額がされるものということが判明したというような御説明だったと思うんですが、その話合いの段階で、どの段階で常に話し合いしていたのか、その辺も含めて、どの段階でその減額が分かったのかちょっと詳しく

お伺いいたします。

○田村委員長 係長。

○浦田用地係長 具体的に何月何日ということまではちょっと申し上げられないんですが、実際に7月から用地交渉に入っているんですけども、例えば当初井戸ポンプの補償を見込んでいたんですが、交渉の中でそこまで、例えば掘削するに当たって、当初は井戸ポンプのところまで掘削しなければいけないので、井戸ポンプが当たりそうだけれども、実際に交渉していく中で、そこまで掘削しなくても工事ができる見込みであることが分かったために、例えば井戸ポンプの補償を見送った。そういった形で当初見込んでいたよりも補償費が不要になったので減額をする。

あとは物件補償の単価につきましても毎年度見直しをかけているんですが、そういった見直しの中でどうしても物件補償ですと減価償却を見込んでいるものですから、1年たてば、その分価値が下がって、補償費が下がるので、そういったもろもろの部分で当初見込んでいたよりも減額になるということで500万円を減額するものであります。

以上になります。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 そうしますと、減価償却の部分と、ある程度設計の段階で少し幅を持たせているというか、広めに用地なんかも考えていたんだけど、話の中でそこまで必要なくて大丈夫になったというような認識だと思うんですが、そうした中で、この変更によって工期とか、そういった市民生活に対しての影響はないのかお伺いいたします。

○田村委員長 係長。

○浦田用地係長 今のところ、この減額することによって工期には影響を与えるものではないと考えております。

なお、こちらの新幹線側道西3号線につきまし

ては、来年度までで用地取得の完了を見込んでおりますので、今年度と来年度の2か年で完了できるように鋭意進めていきたいと考えております。

○益子副委員長 はい、了解いたしました。

○田村委員長 ほかにはございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○田村委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○田村委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○田村委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第67号 令和3年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第67号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

◎認定第1号の説明、質疑、討論、

採決

○田村委員長 続きまして、予算常任委員会（第三分科会）を決算審査特別委員会（第三分科会）に切り替えて審査を行います。

認定第1号 令和2年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。
課長。

○君島道路課長 （認定第1号について説明。）

○田村委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

齊藤委員。

○齊藤委員 262ページ、新南下中野線の進捗状況を聞きたいのですがだけなんですけれども、すみません。

○田村委員長 課長。

○君島道路課長 市道新南下中野線の進捗状況なんです、事業費のほうですと約71.8%になります。用地取得率で申しますと90%ぐらいの進捗状況になっております。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 市単独道路整備費が、ちょっと予算の組替えがどうなったか分からないんですけれども、当初予算が1億5,200万だったと思うんです、2年度。今回、八千何百万だったような気がしたんですけれども、執行は何%執行したのかというのは。

○田村委員長 課長。

○君島道路課長 ちょっと言っていたところ、どの場所ですか分からない。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 予算に対して予算1億5,200万になると補正予算は増額ばかりですよ、引いてないですよ、令和2年度。

○田村委員長 課長補佐。

○高野課長補佐 令和2年度につきましては、市の単独でやったのはコロナの影響で路線もかなり落としたというのが大きな原因になっております。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 減額はしないまま、多分やらなかったイメージがあったんですけども、基本的にそれで遅れちゃった分で影響はなかったのかどうかということ聞きたかったんですけども。命最優先で皆さん協力したのは分かっているんですけども、これをやらなかったせいで何か影響は起きていないのかなというのを確認したかったんですけども。

○田村委員長 課長。

○君島道路課長 特にそういうことはございません。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 そうですか、本当ですか。

多分やってほしいのを待ち望んでいた方がいたのに、コロナで多分謝らなければいけないような、本当は道路課だったらやりたいのに、市長の目上からトップダウンでコロナの予算集めろということで、本来なら削るつもりでなくなっていればいいんですけども、なくなっていないんです。なくなっていないまま執行残で残っているの、聞いたらコロナで全部その事業が止まったという話だったので、多分影響はあると思うんですけども、そういう考えとしてはどうだったのかなというふうに思ったんですが、消えちゃったやつはちゃんと来年度に持っていくという考えでよかったんでしょうか。

○田村委員長 課長。

○君島道路課長 次年度のほうに繰り越すというか、持っていくというか、そういう形でこれをやるような形を取っています。

○齊藤委員 分かりました。

○田村委員長 ほかにございますか。

副委員長。

○益子副委員長 265ページ、8款土木費、2項3目道路新設改良費についてお伺いいたします。

その中の委託料で、野崎こ線橋通り改良事業に伴う雨水浸透施設用地測量・物件調査費というのがあるんですが、この内容についてお伺いいたします。

○田村委員長 係長。

○浦田用地係長 こちらの用地測量・物件調査業務なんですけれども、現在、栃木県大田原土木事務所のほうで野崎こ線橋通り改良事業といういわゆる都市計画道路の整備計画ございまして、県のほうで進めているところなんです、こちらの県で都市計画道路を整備するに当たりまして、こちら大田原市と那須塩原市の2市にまたがる都市計画道路になっているんですけれども、県がこの事業をやる条件として、それぞれの市で出る道路排水についてはそれぞれの市で道路排水雨水浸透施設を造ってくださいということで、県と両市で協定を結んでおります。

その協定に基づきまして、那須塩原市地内のできる都市計画道路から出る雨水につきましては、那須塩原市で雨水浸透施設を造らなければいけないといった協定に基づきまして、まずはその土地に必要な用地測量、また支障物件の調査を実施しているものであります。

以上です。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 係長の説明をいただきました。

そうしますと、県も含めて、あと大田原市さん含めて、大田原市さんは特にそうだと思うんですが、割的なもので勘案して大田原部分と那須塩原部分でそれぞれに調査しているというような認識でよろしいでしょうか。

○田村委員長 係長。

○浦田用地係長 そのとおりでございます。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 そうしますと進捗状況にも関わってくる部分だと思うんですが、それぞれに調査を終えて完成段階で、何らかの県なり両市のお話の中で今後のスケジュール的なものが決まっていくというような認識でよろしいでしょうか。

○田村委員長 係長。

○浦田用地係長 栃木県のほうで事業を進めているものですので、完成年度等につきましては今のところこちらのほうで詳しく把握はしていないところなので、回答はできかねるところでございます。申し訳ありません。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 すみません、ちょっと言い方難しくごめんなさい、答え方。

話合いをした中で今後調整されていくということの認識でよろしいかということをお伺いいたします。

○田村委員長 係長。

○浦田用地係長 スケジュールに関しては、今後県と調整した中で決まっていくものと認識しております。

○益子副委員長 了解いたしました。

○田村委員長 ほかにございますか。

堤委員。

○堤委員 歳出の249ページ、道路台帳整備事業というのがございますが、今回、道路台帳の補正業務ということで1,127万5,000円ほど計上されておりますけれども、これは毎年発生するものと考えてよろしいでしょうか。

○田村委員長 課長。

○君島道路課長 毎年新しくなった市道とかそういうものを消したり入れたり、あと市道が長くなったりとか変化がありましたら補正するようなもの

です。毎年これぐらいの金額がかかってくるものです。

○田村委員長 堤委員。

○堤委員 道路が要するに新設されたり更新されたり、道路幅だとか長さとかと道路のデータが変わったときに絡んでくるデータを入力するこれはお金だと。委託されているということでもよろしいですね、委託料という形。

○田村委員長 課長。

○君島道路課長 パソコンの中のデータを修正する委託です。

○田村委員長 堤委員。

○堤委員 職員がやらずに、委託しているということでもよろしいですね。

○田村委員長 課長。

○君島道路課長 外部のほうに委託してやっております。

○田村委員長 あとはよろしいでしょうか。堤委員。

○堤委員 次は250ページなんですが、道路維持管理費というのが計上されておまして、現年度分は減額されているようなんですけれども、それとあとのほうに市道等に関する各種申請状況というのがございます。それで、道路管理者以外が行う市道工事協議とか特定車両通行の協定とかいろいろ件数が分かれておるんですけれども、これはまず減った内容をちょっとお聞きしたいと思います。

○田村委員長 係長。

○佐藤維持係長兼河川係長 こちらの申請状況というのは、市ではなく相手方から出てくるものでありまして、相手が希望した場合に、例えば乗り入れの工事をしたいとか、あとは特定車両が来るので協議のほうをお願いしたいと相手方から来たものに対して受けている内容ですので、減った理由というのは特段うちのほうには関係ない理由にな

ります。

○田村委員長 堤委員。

○堤委員 市民の要望によっていろいろ道路の整備改修は出てきておるかと思うんですけれども、その内容はここには反映されているということでもよろしいですか。そこは別の項目になるということですか。

○田村委員長 係長。

○佐藤維持係長兼河川係長 こちらのほうについては、まず施工承認というのは乗り入れとかの協議になります。なので、市民の方がこちらに新しく乗り入れを造りたいというときに申請するものです。

特定車両の通行協定といいますのは、砂利採取とか大きな事業に対しまして大型車が通ることによって、その辺の市道を通行する以上のことで補修等のお願いするために協定を結ぶものです。

その下の私道整備等ということで私道の整備支援といいますか、それに関しては私道のほうは市で砂利道を舗装することはできないんです。砂利のままの道路を補修したりというのを申請していただければうちのほうで手分けするというので、こちらに申請があるものでございます。

○田村委員長 堤委員。

○堤委員 市民の要望に対して大体どれぐらいの割合でそれがかなっているかというのは、分かりますか。

○佐藤維持係長兼河川係長 割合ですか。

○堤委員 割合といいますか、なかなか道路の要望というのは非常にたくさんあるかと思うんですけれども、それにどれぐらい応えられているか。予算に当然限りがありますので、全ての要望に応えることはできないというふうに理解しておりますけれども。

○田村委員長 係長。

○佐藤維持係長兼河川係長 ここにあります申請状況に書いてあるものについては、市民の方からこういうふうやりたいんだというふうな形の申請なものですから、こちらからどうのこうのというのではなく、自分の家の前に例えば乗り入れがないので、直したいとかそういう場合の手続をしていただくものがこれだけありますよというようなものなものですから、ちょっとみんな違うんではないかなと思います。

○田村委員長 ほかにありますか。
副委員長。

○益子副委員長 266ページで8款土木費、3項2目河川管理費についてお伺いいたします。
その中で普通河川等維持管理費、10事業の中で委託料というものがございしますが、この委託料の内容についてお伺いできますでしょうか。

○田村委員長 係長。

○佐藤維持係長兼河川係長 委託料の内容につきましては、一級河川の蕪中川ほか管理業務につきましては年2回の草刈りをしております。実際、シルバー人材センターのほうに委託して業務を行っております。

このほかの蛇尾川の桜づつみ管理業務、普通河川のダンブリ砂利降川の管理業務、相の川の防災調整池の管理業務、余笹川の堤防管理業務につきましても、主に草刈りとか低木の剪定などという業務内容になっております。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 係長から御説明いただきました。
そうすると、それぞれの河川に応じて何度か年間に応じて草刈りの業務ということなんですけど、それは草の伸びた状況に応じてされているのか、それとも年度当初からこのような回数やりたいというような方向でされているのか、その点お伺いいたします。

○田村委員長 係長。

○佐藤維持係長兼河川係長 この業務に関しては、毎年、計画的に行っているものでして、大体4月から5月ぐらいに契約を結びまして、6月とか10月というふう年に2回で考えて業務を進めております。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 そうすると、年2回ということなんですが、場合によって天候などによって草の伸び具合とか違うと思うんですが、そういったときの柔軟な対応というのはされているでしょうか。

○田村委員長 係長。

○佐藤維持係長兼河川係長 委託料としても予算的に決まっているものですから、どうしてもの場合にはうちの直営の現業のほうで職員と一緒に対応しております。

○益子副委員長 了解しました。

○田村委員長 ほかにありますか。
齊藤委員。

○齊藤委員 どこ見ていいか分からなかったんですけども、私道の整備するのにアスファルトとか出す補助金の実績を聞きたいんですけども、令和2年度の。何ページかも教えてください。

○田村委員長 係長。

○佐藤維持係長兼河川係長 250ページになりますけれども、先ほど説明しました私道整備等の整備支援ということで、令和2年度に関しては2件ございます。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 これは申請なんですけれども、この内容がどういうものだったのか。

○田村委員長 係長。

○佐藤維持係長兼河川係長 砂利道の道をアスファルトに直すというのが内容になります。

○齊藤委員 金額は。

○佐藤維持係長兼河川係長 金額までは把握していないんですけれども、……

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 そうしたら100万限度で出しているのに、そのお金は維持管理費の中に入っちゃっているということですか、上の表の。1001事業の下に書いてある令和2年度決算額の中に、そのお金も入っちゃっているということですかね。

○田村委員長 係長。

○佐藤維持係長兼河川係長 原材料費として入っております。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 そうすると、253ページの原材料費はその維持補修費のほうの工事という見方でいいんですか。こちらのアスファルト保全で。

○田村委員長 係長。

○佐藤維持係長兼河川係長 この原材料費の中にはその支援も含めた維持管理の材料費も含まれております。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 それこそ田村委員長が質問して聞いていたと思うんですけれども、あまり使い勝手が悪いと幾ら使ったか聞いたかったのに2件しかなくて、しかも幾ら使ったか分からないものの言い方がないので、これで普通に納得して今まで市のほうでは道路課では気にせずやっていたんですか。違和感があるとか別に何も気になさらなかったのかというのを改めてお聞きしたいんですけれども。

○田村委員長 課長。

○君島道路課長 特に原材料の中から出しているような形だと思うんですから、その辺、件数等集計的なものだと思うんですけれども、取っていないのが現実です。

○田村委員長 課長補佐。

○高野課長補佐 すみません、補足で、昨年12月に委員長のほうから質問いただいて、ここ何年か実績が少ないんじゃないかということでお話しされてましたよね。件数なんかも今回2件ということで少なくて、やっぱりハードルが高いんじゃないかとかいうことが言われていましたけれども、確かにその辺は内部のほうでも昨年やっぱり質問受けて検討は一応したところなんですけれども、やっぱり柔軟に対応していく必要があるなというところで一応話はしました。

この2件なんかも昨年の委員長なんかの一般質問聞いたよとかいう方もいらっしゃいましたし、今、井口とか赤田のほうでもそんな動きもありますので、そういった意味では反響はあるのかなというような感じはしております。今のところ支出は少なかつたんですけれども。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 例えばなんですけれども、ほかのいろんな市のサービスは上限が渡すほうで幾らかの予算確保していると思うんですけれども、これ幾ら分見ているのかというのは計算しているんですか。例えば200人も300人も来たら、いっぱい使うじゃないですか。幾らぐらいを見ているとかという予算打ちはしているんですか、そもそも。

○田村委員長 課長補佐。

○高野課長補佐 特にそこら辺の分の設定はしてはいいんですけれども、原材料費のくくりの中で金額を決めています。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 分かりました。

○田村委員長 あとはよろしいでしょうか。

眞壁委員。

○眞壁委員 ハードルが高いと言ったでしょう。どれぐらいというか。

○田村委員長 課長補佐。

○高野課長補佐 私道に関しては、補修要綱など受入れ等の関係とか幾つか要綱がありまして、それぞれにやっぱり要件があって4m以上であるとか、隅切りがあるとか、排水設備が整っているかとかというような条件を提示させていただいて、その辺でちょっとネックになっている部分があるのかなというふうには思っています。

○田村委員長 眞壁委員。

○眞壁委員 今の関係で、そういう相談という方も来ていると思うんですけども、その辺というのはどのぐらい来ているのか。

○田村委員長 課長補佐。

○高野課長補佐 特に相談というのが窓口にお越しになる方というのは、ちょっと把握はしていません。ただ、来ていただければ、そういった案内はするという事です。

○田村委員長 あとはよろしいでしょうか。

[発言する人なし]

○田村委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点あるいは委員からの意見はございますか。

[発言する人なし]

○田村委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○田村委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

[「ありません」と言う人あり]

○田村委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○田村委員長 異議がないものと認め、討論を終結

し、これより採決いたします。

認定第1号 令和2年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○田村委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

道路課所管の審査事項は以上となります。

ここで、暫時休憩とします。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時21分

○田村委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

—————◇—————

◎建築指導課の審査

○田村委員長 ただいまから建築指導課の審査に入ります。建築指導課の皆さん、お疲れさまです。

建築指導課については、建設経済常任委員会に対する付託案件がありませんので、ここで建設経済常任委員会を決算審査特別委員会（第三分科会）に切り替えて審査を行います。

—————◇—————

◎認定第1号の説明、質疑、討論、採決

○田村委員長 認定第1号 令和2年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○三輪建築指導課長 (認定第1号について説明。)

○田村委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

齊藤委員。

○齊藤委員 247ページで、歳出です。

狭あい道路整備費の補助金の3件についての詳細を伺います。

○田村委員長 課長。

○三輪建築指導課長 こちら説明しなくて申し訳ございません。決算の合計97万9,991円となりまして、こちらの内訳としましては3件の補助を行っております。上限50万という形になりまして、1件目が17万5,000円、西新町、2件目が29万7,000円で南町、3件目が上限額50万円で南郷屋4丁目という状況でございます。

○齊藤委員 五十何万ですか。

○三輪建築指導課長 50万、限度額でございます。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 分かりました。ありがとうございます。

もう一個、別項目なんですけれども、木造の住宅耐震改修等補助事業費、この表の見方が分からないんですけれども、結果的に令和2年度現年度分の決算額は860万ということでよろしいでしょうか。

○田村委員長 課長。

○三輪建築指導課長 こちらの補助事業、70事業、こちらにつきましては合計で支出項目につきましては補助金1本となりまして、860万円という決算額でございます。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 これで令和2年度の当初予算が2,950

万ぐらいあったような気がしますですけども、僕の計算ミスでしょうか。あったうちの執行率も聞きたかったんですけども。

○田村委員長 課長。

○三輪建築指導課長 まず、当初予算につきましては、実施計画の中で予算を確保させていただいて、先ほど委員おっしゃった金額で予算を計上していたわけですけども、結果的にそこまでの実績がなかったの、予算につきましては減額をさせていただいて、決算額がこちらの金額ということでございます。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 結構探したんですけども、どこで減額したか載っていなかったんですけども、こちら議決しているということですね、そうしたら。

○田村委員長 課長。

○三輪建築指導課長 3月議会だったと記憶しています。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 最後ですか。失礼いたしました。

それで、最終的に調整で減額は別に構わないということなんですけれども、今年度入っちゃうと、ホームページ見たらもう受付終わっているんですね、上半期のうちに。

だから今年の話はできないんですけども、去年はたまたまコロナで住宅事業が悪かったとか雇用状況とか、何ていうか経済状況が悪かったからというのがあったんですけども、その理由としては今僕が先に言ってみたくんですけども、どういう理由で補助金が使われなかったかと推測というか。

○田村委員長 課長。

○三輪建築指導課長 こちらのほうの耐震改修の補助金については、例年実施計画でもともと耐震改修促進計画というものがあまして、その中で目

標値を目指して必要なものを要求はしているんですけども、ちょっとそこまでの実績が上がらない。やはり執行につきましては、耐震改修に係る経費が令和2年度でいうと100万円補助ですけれども、補助以上に自己負担が大きいというところでなかなか進まないというところで、実績としてはなかなか上がらないのが現状というところでございます。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 860万でこれ内容を見てみると、今現在は上限80万、計画改修だと5分の4、上限最大100万で立地適正化区域だとプラス10万と書いてあるんですけども、令和2年度に対しての決算では元年から比較して条件は何か変えたのでしょうか。

○田村委員長 課長。

○三輪建築指導課長 令和2年度までは、基本的な考え方は一緒になっております。

この先の話になりますけれども、大変申し訳ないです、247ページ、こちらのほうにダイレクトメール郵送料というのがあるかと思えますけれども、こちらにつきましては令和3年度の話になって大変申し訳ないですけれども、令和3年度から補助の制度を変えた形になりまして、その中である程度募集があったというような状況でございます。

大変申し訳ございません、先ほど令和2年度まで金額が一緒という話をしたんですけども、令和元年度までが一緒で、令和2年度からちょっと制度を変えまして、今まで80万だったものを100万まで上限を変えたというところでございます。失礼いたしました。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 分かりました。

それでこの結果だったので、理由は多分使い勝

手の部分なのかなというのも聞けたので、よかったですと思います。了解しました。

以上です。

○田村委員長 ほかにございますか。

副委員長。

○益子副委員長 247ページ、8款土木費1項1目土木総務費について、木造住宅耐震診断費等補助事業費、60事業についてお伺いいたします。

先ほど齊藤委員が質疑した中で課長がお話した中であつたと思うんですが、耐震化促進のダイレクトメールをされたということなんですが、この効果についてお伺いいたします。

○田村委員長 課長。

○三輪建築指導課長 こちらダイレクトメールにつきましては、耐震診断費の補助の上限を上げた、補助金額を上げたというところがありまして、実際これは令和2年度の3月議会で令和3年度の予算がついて、要綱等必要な条件を変えて、それでダイレクトメールを3月に発送しております。

それ以降について結構な問合せがありまして、その中で今年度の4月から補助金を募集したところ、あつという間に埋まってしまったというのが現状でございます。それなりの効果があつたと考えています。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 そうすると、ダイレクトメールを郵送した中でどういった方々を対象に郵送されたのかをお伺いいたします。

○田村委員長 課長。

○三輪建築指導課長 こちらダイレクトメールにつきましては、もともとこの補助金そのものが旧耐震基準の木造住宅を対象としておりまして、いわゆる旧耐震の木造住宅、昭和56年5月31日以前に建築された建築物、そちらのほうの所有者等にお送りさせていただきました。

こちらの事業につきましては、送った中で、当然、那須塩原市のそういう対象となる住宅というのは相当ありますので、分割した形で令和2年度につきましては黒磯地区に送らせていただきました。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 そうすると、今回は対象地区を絞ったということで、先ほどの課長のお話の中でも送った中で相当数反響があったというようなお答えでしたが、これをどのように発展させていくのか、お伺いいたします。

○田村委員長 課長。

○三輪建築指導課長 まず、令和2年度、黒磯地区に送りまして、こちらのダイレクトメールは複数年の計画で送る予定をしています。当然、黒磯地区に送って、西那須野、塩原地区に送らないというわけにはいきませんので、その辺、計画的な形でダイレクトメールで行っていきたく。

いわゆるアクションの中で何が一番効果的かという中で、相当数ある耐震を満たない住宅を我々が見つけてそこに当たるとなるとなかなか難しい、時間的にも人員的にも。その中でダイレクトメールそのものは、相当効果あるのかなというふうに執行部としては考えています。

以上です。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 そうしますと、この項目の一番下のほうの補助金というものに絡んでくるかもしれないんですが、木造住宅の耐震の診断費12件というのも、例えばダイレクトメール受けて診断をしたいということで診断を利用されているのか、それともこの12件というのは別の何かで12件という申請があったのか、その件に関してお伺いいたします。

○田村委員長 課長。

○三輪建築指導課長 こちらの決算上の令和2年度の12件というのは、ダイレクトメールは令和2年度3月に送って、その効果は令和3年度に出てくるということで、ダイレクトメールとは関係なしに、通常の周知活動の中で出てきた12件と考えます。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 そうすると、先ほどの波及的な効果ということでお伺いしたんですが、例えば黒磯地区と現在地区を絞った中でやっていて、中には今回はちょっと見送ってしまったけれども、いろいろ考えたりとか、知人やそういった西那須野、塩原地区の方に改めてそういうものがあつたからどうだいといったときに、そういえばそういうの来ていたなという中で、例えば過去に送られていたダイレクトメールとかそういった方々がもし私やっぱりやってみたいという話になったときの対応などはどのようになるのか、お伺いいたします。

○田村委員長 課長。

○三輪建築指導課長 その話になると、今度、令和4年度の事業の実施の話にもなってくるかと思うんですけども、そこは当然、仮に西那須野地区に送ったから西那須野地区だけという限定というわけにはいかないと思いますので、当然受け付けてくる必要があるかというふうには考えていますけれども、その辺の調整については今後スムーズな形で行えるように調整していきたいと考えております。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 そうすると予算的なものも検討していくというような考えで、単年度じゃなくて複数年で丁寧な寄り添った対応をされていくような認識でよろしいでしょうか。

○田村委員長 課長。

○三輪建築指導課長 ダイレクトメールについては

那須塩原市全地区、複数年の中で実施したいと考えております。

ただ、実際補助金そのものがつくかどうかとなりますと、国・県の補助金がつき次第というような話になってきますので、全員に回るかどうかというのはちょっとまた別問題として考えていこうと思っています。

○益子副委員長 了解しました。

○田村委員長 ほかにございますか。

〔発言する人なし〕

○田村委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○田村委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○田村委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

認定第1号 令和2年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

建築指導課所管の審査事項は以上となります。

ここで、暫時休憩とします。

休憩 午後 2時43分

再開 午後 3時02分

○田村委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

—————◇—————

◎その他

○田村委員長 それでは、次第3、その他に入ります。

委員の皆さんから何かございますか。

齊藤委員。

○齊藤委員 委員長とか皆さん何人かに言ったんですけれども、この間、執行部から提示があった道の駅明治の森黒磯、こちらの執行部の提案が結構高額な値段で言ってきたので、建設経済のほうでちょっと調査をして、行政が出してくる案に対して採決を採るのでなくて、ある程度話をまとめていくように調査をしていただきたいと思って委員長にも相談したんですけれども、できれば皆さんの同意があればと思ひまして、よろしく願ひします。

〔「現地に入って見直すということになるのか」と言う人あり〕

○齊藤委員 取りあえず、そういった形で今、委員長に諮ってもらって皆さんの同意があれば、今後皆さんで言うてこういうものやっけていく、最終的にはまとめられるような話という感じで。

○田村委員長 今お話がありましたこれは急を要するとか時間的に限られたことでもありますの

で、常任委員会としてやはりしっかり審査、調査をして行政に届けていく必要があるということだと思いますので、そのことに関して常任委員会として調査をこれから時間を区切った上でしっかり短期間に行政側に出すという調査をしていくということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長　じゃ、そのように今後進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○田村委員長　事務局から何かありますか。

事務局。

○室井事務局　（事務連絡。）



◎閉会の宣告

○田村委員長　以上で今定例会議における委員会の議事日程は全て終了いたしました。

本委員会の審査報告書は本職が作成し、議長に提出いたしますので、御一任くださるよう、お願いいたします。

以上で建設経済常任委員会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

閉会　午後　３時０６分